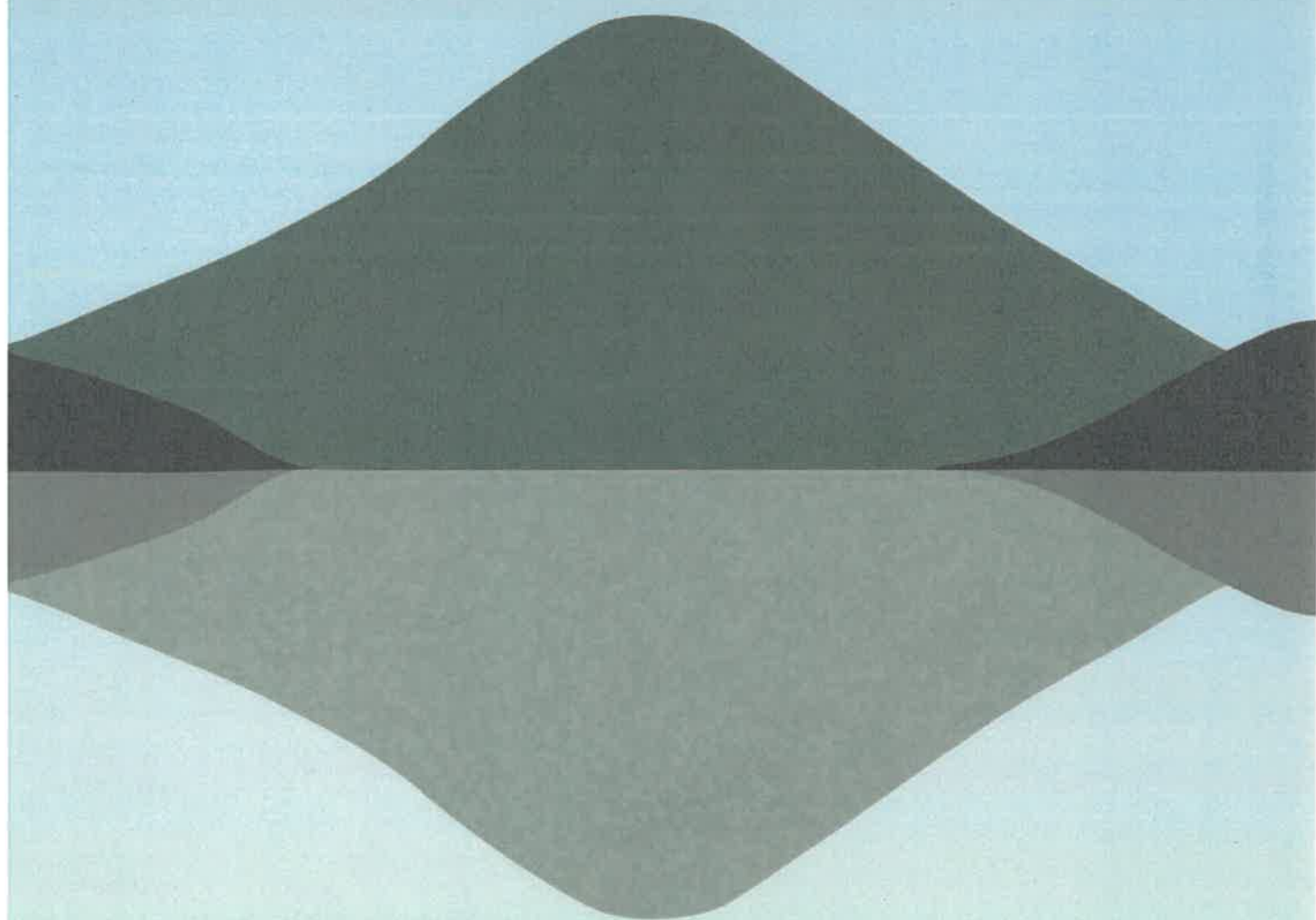


# 丸亀市景観ガイドライン





## 丸亀市景観ガイドライン 目次

ガイドラインの目的と構成.....	1
I 景観形成の進め方.....	2
I-1 景観形成の手順 .....	2
I-2 景観形成の例 .....	10
II 景観形成基準の解説 .....	14
II-1 景観形成の方針 .....	14
II-2 景観形成基準 .....	17
II-3 建築物等における景観形成基準の解説.....	20
III 届出と協議・審査等 .....	47
III-1 建築等行為の届出対象.....	47
III-2 届出～協議・審査等の流れ .....	48
III-3 届出図書等 .....	50
IV 参考資料 .....	52

## ガイドラインの目的と構成

- ◎丸亀市では良好な都市景観形成推進のため、景観法に基づく「景観計画」を策定し、景観形成の方針、建築物等における基準を定めている。
- ◎このガイドラインは、丸亀市での建築物等の建設や広告物の設置などが、「景観計画」に沿って行なわれるよう、景観形成基準について解説し、また、建築等行為の届出や協議・審査等について説明している。
- ◎実際に建築物等を計画することを想定し、よりよい景観づくりの参考とするため、景観形成の考え方や具体の設計例についても示している。
- ◎ガイドラインの構成は、次のとおり示す。

### I 景観形成の進め方

#### I-1 景観形成の手順

建築物等の計画をする場合における考え方の手順を示している。

#### I-2 景観形成の例

手順に従って、建築物等を計画した場合の景観形成の例を示している。

### II 景観形成基準の解説

#### II-1 景観形成の方針

丸亀市の景観形成の目標と景観計画区域。

#### II-2 景観形成基準

#### II-3 建築物等における景観形成基準の解説

遵守が必要な事柄(事項・内容)を解説している。

### III 届出と協議・審査等

#### III-1 建築等行為の届出対象

丸亀市の都市景観形成に与える影響の可能性の程度によって、景観計画の区域ごとに、届出が必要な建築等の行為を定めている。

#### III-2 届出～協議・審査等の流れ

届出のあった建築等の行為について、指針・基準に照らして協議あるいは審査し、必要に応じて助言・指導さらに勧告を行うが、その流れを示している。

#### III-3 届出図書等

届出に必要な図書等のリストを示している。

### IV 参考資料

景観法、丸亀市景観条例(抜粋)

## I 景観形成の進め方

### I-1 景観形成の手順

#### STEP1 各エリアの景観特性や方向性を確認する

##### ① 各エリアの景観特性や方向性を確認する

丸亀市景観計画や地形図、文献資料等から、敷地周辺の景観の現状・課題や方向性を確認する。

#### STEP2 敷地周辺の景観特性や見え方を読み解く

##### ① 地形や立地特性を確認する

建築物や工作物の計画・設計を行う敷地周辺の景観特性や見え方を読み解く。  
例えば左記のような視点がある。

##### ② 歴史や営みを確認する

##### ③ 景観資源への眺望景観を確認する

##### ④ 周辺の景観を確認する

#### STEP3 景観形成基準を確認し、具体的なデザインを考える

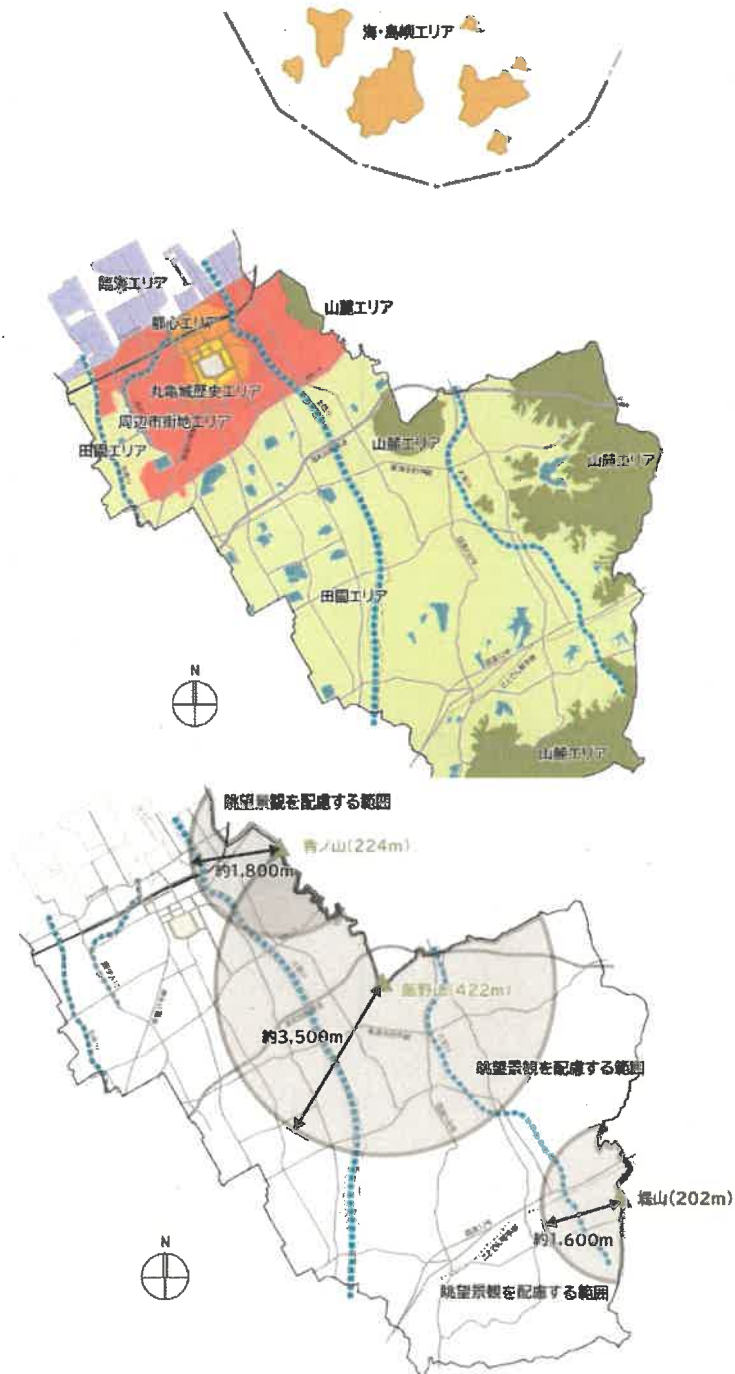
##### ① 景観形成のコンセプトを考える

STEP1、STEP2 を踏まえて、コンセプトや建築物や工作物のデザインを考える。

##### ② 景観形成基準を確認し、 具体的なデザインを考える

## STEP1 各エリアの景観特性や方向性を確認する

- ・丸亀市景観計画では、地域の自然条件や土地利用の特性をエリアごとに分け、7つのエリアに区分している。計画地の該当するエリアの景観の現状・課題、方向性を確認する。(丸亀市景観計画:p51)
- ・眺望景観配慮の区域に位置するかどうかを確認する。(丸亀市景観計画:p52)



## STEP2 敷地周辺の景観特性や見え方を読み解く

- ・建築物や工作物の計画・設計を行う敷地周辺の景観特性や見え方を次の視点を参考に読み解く。

### 視点① 地形や立地特性を確認する

- ・計画地が位置する地形の特徴、人通りや周辺の建物状況、公共空間との関係性や見え方など、地形や立地特性を確認する。

#### 【地形や立地特性の例】



島嶼部にあり、敷地のすぐ背後に山並みが連なる。港が近くにあり、海からの眺めの対象となる。



臨海部の埋め立て地に位置し、周辺は高い建物も少なく、広がりのある眺望景観が形成されている。敷地に対して海からの視線と海沿いを幹線道路からの視線がある。



商店街の入り口に位置し、幹線道路の交差する地点にあたることから、車通り、人通りとも多くなる。商店街のアーケードがランドマークとなっている。通りに面する建物のファサード(正面)が目に入りやすい。



丸亀城への眺望を阻害するものがなく、通りからまっすぐ城を望むことができる。沿道の敷地は大区画であり、公共施設が主要となる。周辺は道路に対してゆとりを持った建物配置がされている。



土器川の下流域の川沿いに位置し、対岸からも敷地を望むことができ、水辺の風景の一部となっている。



讃岐平野に位置する。平坦地にあり、周辺は田園が広がり、あらゆるところから建物敷地が目に入る。



## 視点② 歴史や営みを確認する

- ・地域で受け継がれてきた歴史や営みは、景観となり目に見えるものとして表れる。
- ・計画する敷地の履歴となるものを現地で確認するとともに、地域の成り立ちや歴史背景などを調査する。また、地域で受け継がれてきた習慣や祭り、伝統行事などの人々の営みも景観を構成するものである。
- ・丸亀市景観計画でまとめている歴史や成り立ち、その他、古地図や郷土誌、昔の写真、大事にされてきた地域資源等も歴史や営みを知る上で参考になる。

### 【歴史や営みの例】



広島は明治期より石切場として開かれ、生業として続いてきた。島全体に生業や石にまつわる生活文化や信仰が根付いている。石材が採れる山の壮観な自然景観が形成されている。



金毘羅参りの玄関口として栄えた港町である。現在、主要な港機能は別の場所に移ったが、入り組んだ港が残り、漁船が停泊している。江戸時代の燈籠が残り、シンボルとなっている。



江戸時代の町人地であり、商業の中心地として栄えてきた。現在は商店街として、様々な店舗が軒を連ねている。建物は町家や看板建築など歴史の積み重ねが感じられる。



城下町時代に武家屋敷地だったエリアである。各敷地は大きくゆとりがあり、庭木が塀越しに望める景観構造が継承されている。木と漆喰、瓦を使用した和風塀が残る。城が景観の一部に見える。



金毘羅参りの参詣道として多くの人が行きかき、街道に面して町家が集まり連なっていた。現在も、短冊状の地割、町家や道標など、参詣道としての歴史を物語るものが残され、趣ある景観が形成されている。



平野に田園とため池の風景が広がる。平野部に多数のため池が点在するのが丸亀平野の特徴であり、人々の生業や営みの歴史を感じさせる。



視点③ 景観資源への眺望景観を確認する

・景観資源となるものがあり、敷地周辺の公共空間が視点場となり眺められたりする場合は、それらの見え方についても確認し、眺望を阻害しないようにする。

【眺望景観の例】

眺望対象	景観の特徴		
丸亀城			
	公園越しの眺め	周辺の住宅地からの眺め	駅前からの眺め
	<p>丸亀城は、天守が小さく石垣が高く、幾重にも重なった石積と木々の自然が調和した眺望景観が形成されている。石垣と木々のまとまりについては一定離れた場所からも見え、市街地の景観の背景となっているが、天守は城周辺の公共施設のエリア等まで近づかないとほとんど見えない。</p>		
独立峰(飯野山、青野山、堤山)			
	池越しの飯野山	川越しの青野山	田園越しの堤山
	<p>独立峰(飯野山、青野山、堤山)への眺望景観が形成されている。飯野山(讃岐富士)の山頂から昇る太陽が宮池の水面に映った景観は「ダイヤモンド讃岐富士」と呼ばれ、よく知られる象徴的な眺望景観となるが、市内のあらゆるところから眺められることが特徴である。</p>		
中府の鳥居			
	鳥居への眺め		
	<p>丸亀市は金毘羅宮の参詣道として栄えた歴史があり、市内を縦断する金毘羅街道に鳥居が位置し、周辺の町家等の壁面の連なりが鳥居への視線を誘導する要素となっている。鳥居は街道の景観を特徴づけるものとなっている。</p>		

## コラム 遠景・中景・近景とは

景観には遠景・中景・近景という概念が用いられることがあるが、それぞれの景は景観における距離のスケールが異なる。景観における距離のスケールの異なりにより、意識して見る対象やその内容が異なってくる。

**遠景**: 一本一本の樹木のアウトラインは、もはやとらえることができない。目につくのは、大きな植生分布の変化や沢や谷などである。空気遠近法の影響で、テクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化になり、それも淡く、いわゆる「山紫」の状態になる。…遠距離景は主として、ランドスケープにおける背景としての役割をもつことになる。

**中景**: 一本一本の樹木のアウトラインすなわち樹冠は看取できるけれども、近距離景で見られた一本一本の樹木のディテールは、もはやとらえることのできない領域である。…中距離景の領域はランドスケープの主景となり、地形の重なり具合などによって作りだされる三次元的な、最もランドスケープ的な姿形が展開される領域でもある。

**近景**: 一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝振りなどの特徴が、視覚的に意味を持つ領域である。一本一本の樹木の形姿が問題になる領域であるといえる。…自然としての樹木を感じ取ることのできる、それと一体感のもてる親密な領域であるということができる。

樋口忠彦『景観の構造—ランドスケープとしての日本の空間—』、技報堂出版、1975



遠景

- ・独立峰の山頂から麓までの全体のシルエットがわかる。
- ・前景としてため池があり、独立峰とため池の間にある集落の建物が群として捉えられる。
- ・建物の色は、明度の差がよく認識される。



中景

- ・独立峰のシルエットがわかるとともに、山裾においては樹木のアウトラインがわかる。
- ・集落の建物や独立峰との奥行がはっきりと認識される。
- ・建物は色相や彩度の違いもはっきりと認識される。



近景

- ・山のシルエットは見えず、樹林地として認識される。
- ・樹木の幹や葉、枝振りなどの特徴がわかる。
- ・前景としてあるものが視界の主となってくる。
- ・建物があれば、色や素材感も認識される。

#### 視点④ 周辺の景観を確認する

- ・計画する敷地の周辺のまち並みや自然など景観を観察し、景観を構成している主要な要素や近くに特徴的な景観資源となるものがあるか確認する。
- ・周辺の景観の特性については、景観計画も参考にする。

#### 【周辺のまち並みの例】



海沿いに位置し、周辺は規模の大きな倉庫や物流施設が多く、港の産業景観を形成している。



駅前広場に面した位置にあり、商店街、中高層ビルなどが建つ。美術館の建物が景観のシンボルとなっている。



堀跡を公園として整備している。周辺はゆとりある戸建て住宅地であり、庭木の緑と公園の緑がうまい感じる景観を形成している。



細い旧街道の趣ある通りに面して建物が迫って建ち、壁面の連なりが景観に連続性を生み出している。住宅と小さな商店や工場などの用途が混在している。町家など歴史を感じる建物も見られる。



ため池の周辺に瓦屋根の農家家屋が建つ。背景の山と敷地内の緑、ため池など豊かな自然景観が形成されている。



山裾にある住宅地で、景観の背景に山並みがある。戸建住宅の生垣や庭木などの緑が景観のまとまりを創出している。勾配屋根の建物が連続している。

### STEP3 景観形成基準を確認し、具体的なデザインを考える

STEP1、STEP2 を踏まえて、建築物等のデザインを考える。

(1)景観形成のコンセプトを考える

・STEP2 までを踏まえて、建物や工作物の設計における景観形成のコンセプトを検討する。

(2)景観形成基準を確認する

・丸亀市景観計画で定めた景観形成基準の内容を確認する。

(3)具体的なデザインを考える

・コンセプトのもと、景観形成基準を具体的にどういうデザインに反映するか考える。

コラム 丸亀らしい意匠(デザインモチーフ)

細部のデザインを考える際に、地場の材料を使ったり、昔の建物によく見られる意匠を手がかりとしたりすることで、現代の建物の細部に、丸亀らしさを反映していくことも考えられる。

例えば、黒漆喰、黒タイル、石材など、丸亀市の特徴といえるものがある。

●現在の建物に歴史文化を反映している他都市事例



マンションとして建替えているが、低層部に歴史的な建物の外壁ファサードを残すことで、景観の保全を図っている。



## I-2 景観形成の例

**例1** 金毘羅街道沿いの敷地を対象に、マンションを計画する例を示す。

### STEP1 各エリアの景観特性や方向性を確認する

#### 特徴・課題

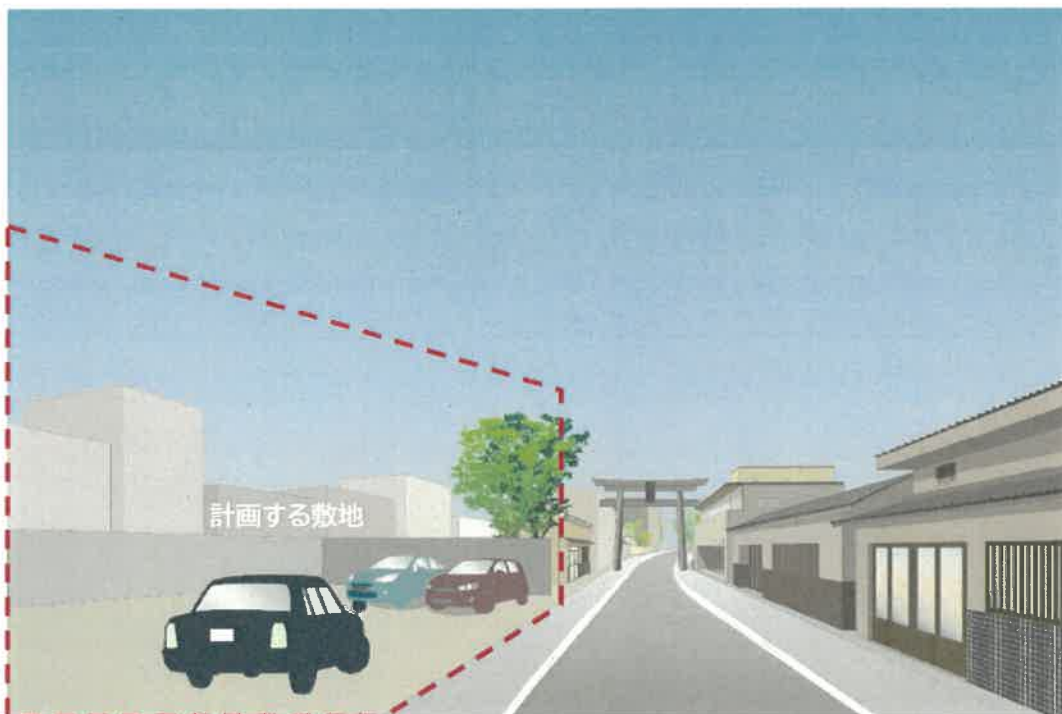
金毘羅街道など旧街道に沿って往時の面影を感じられる建物・まち並みや街角が所々に見られるが、建替えが進んだことで新たな建物と昔からある古い建物が混在するまち並みとなっている。

#### 景観形成の方針

該当するエリア：周辺市街地エリア  
「農・住・商の調和による潤いのある生活環境の形成」  
該当する景観軸：歴史文化軸  
「歴史を感じる地域の生活通りとしての景観形成」

### STEP2 敷地周辺の景観特性や見え方を読み解く

- ① 地形や立地特性を確認する
  - ・傾斜は殆ど無く、平坦な道のりである。
- ② 歴史や営みを確認する
  - ・計画する敷地周辺は金毘羅街道に面しており、歴史的な建築物や鳥居等が残っている。
  - ・鳥居や町家等が景観資源として挙げられる。
- ③ 景観資源への眺望景観を確認する
  - ・見通しの先に鳥居があり、重要な景観資源となっている。
- ④ 周辺の景観を確認する
  - ・壁面の連なりが景観の連続性を生み出している。
  - ・歴史的な建物等は継承されつつ、その後開発が進み、新たな建物も混在する。



## STEP3 建築物等のデザインを考える

### ①景観形成のコンセプトを考える

景観形成のコンセプト例

「歴史的要素を取り入れた景観を形成する」

### ②景観形成基準を確認し、具体的なデザインを考える

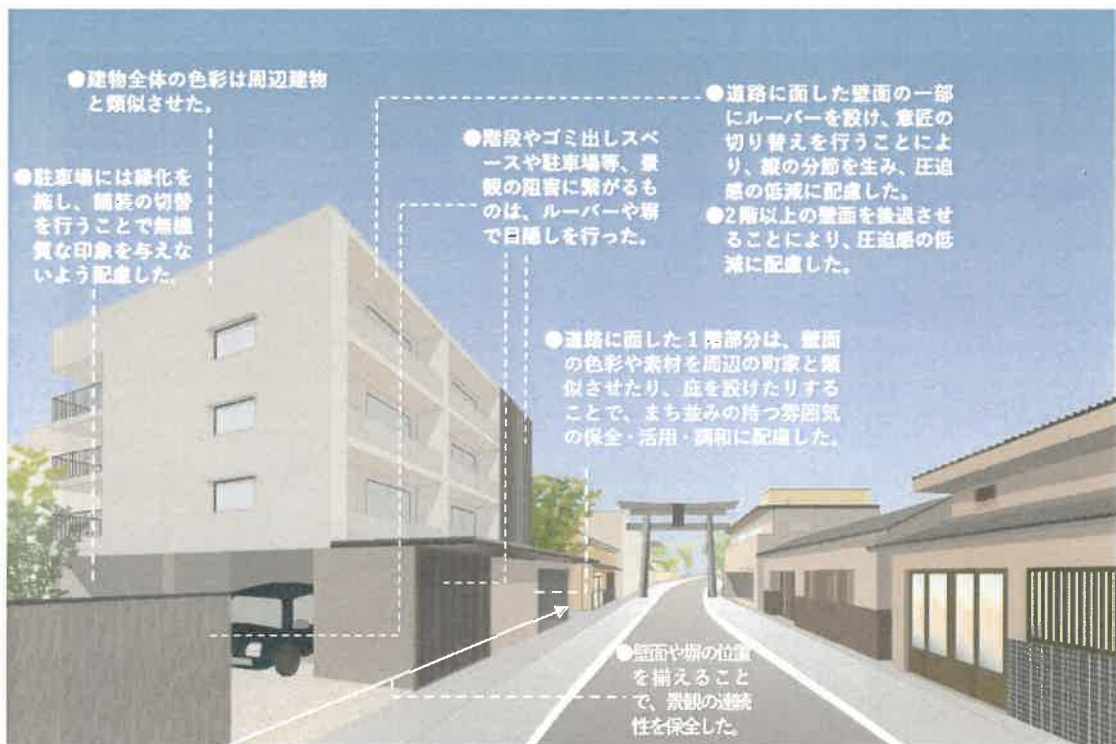
→p17～19 II-2 景観形成基準の「共通」+「**周**辺市街地エリア」を確認。

#### ■計画建物建設後の景観および計画にあたり配慮した事項

以下の事項に配慮し、金毘羅街道沿いの敷地を対象に、マンションを計画した。



計画建物建設後の景観





## 例2 ため池越しに独立峰が見える敷地を対象に、大型商業施設を計画する例を示す。

### STEP1 各エリアの景観特性や方向性を確認する

#### 特徴・課題

ため池越しに、独立峰を望むことができる。池と独立峰の間にはロードサイド型の市街地が広がり、大規模商業施設や住宅地が混在している様子が見える。

#### 景観形成の方針

該当するエリア: 田園エリア

「田園を活かしたゆとりある景観形成」

※眺望景観を配慮する範囲に位置しているため、眺望景観への配慮が必要。

該当する核:

山地景観核「山容の保全と印象的な眺望景観の形成」

ため池景観核「水に親しみ、眺望を楽しめる景観の形成」

### STEP2 敷地周辺の景観特性や見え方を読み解く

#### ① 地形や立地特性を確認する

・平坦な地形であり、ため池越しにも道路からも建物を見ることが出来る。

#### ② 歴史や営みを確認する

・平野に田園とため池の風景が広がる。平野部に多数のため池が点在するのが丸亀平野の特徴であり、人々の生業や営みの歴史を感じさせる。また、家屋が点在する。

#### ③ 景観資源への眺望景観を確認する

・背景に独立峰が見える。

・ため池が大きく広がる。

#### ④ 周辺の景観を確認する

・独立峰とため池、周辺に立地する住宅地や工場のほか、遠くの市街地の様子も見渡すことが出来、緑と水のうらおいある景観が形成される。



## STEP3 建築物等のデザインを考える

### ① 景観形成のコンセプトを考える

景観形成のコンセプト例

「背景に見える独立峰になじむ景観を形成する」

### ② 景観形成基準を確認し、具体的なデザインを考える

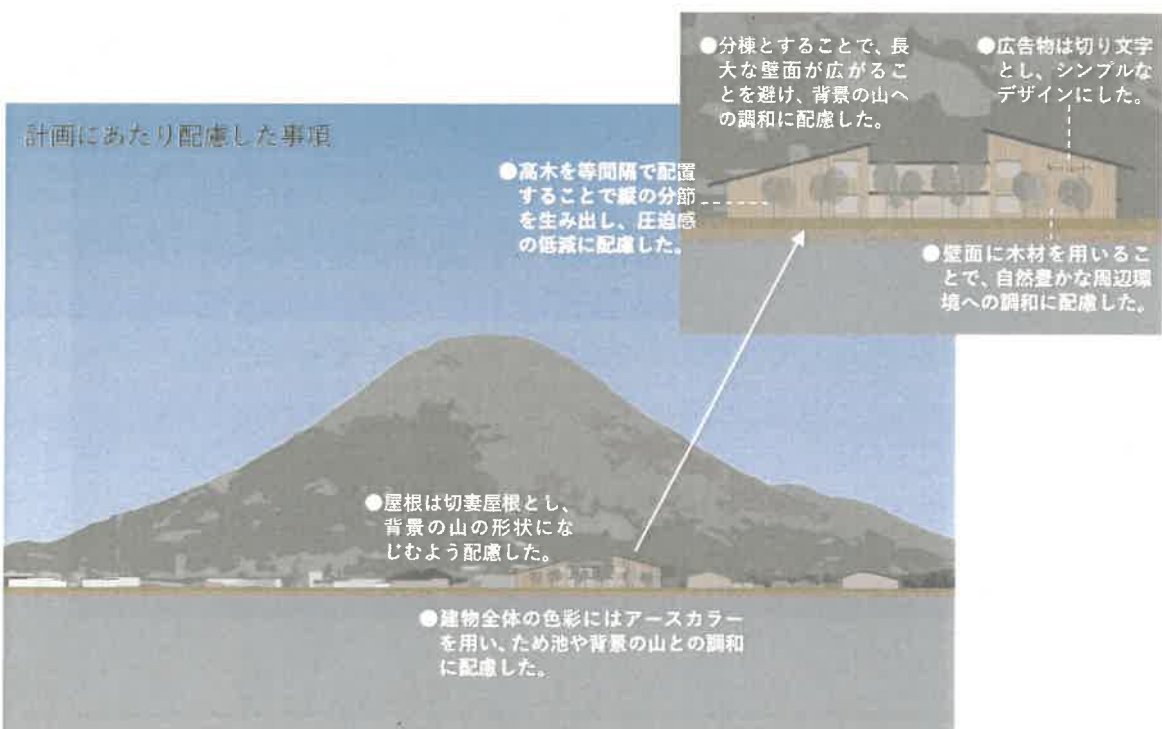
→p17～19 II-2 景観形成基準の「共通」+「**田園**エリア」を確認。

#### ■ 計画建物建設後の景観および計画にあたり配慮した事項

以下の事項に配慮し、ため池越しに独立峰が見える敷地を対象に、大型商業施設を計画した。



計画建物建設後の景観



## II 景観形成基準の解説

### II-1 景観形成の方針

#### 1. 目指すべき景観像

自然、歴史文化、人が織りなす  
丸亀らしい景観

#### 2. 景観形成の目標

##### 目標 1 都市個性の表現

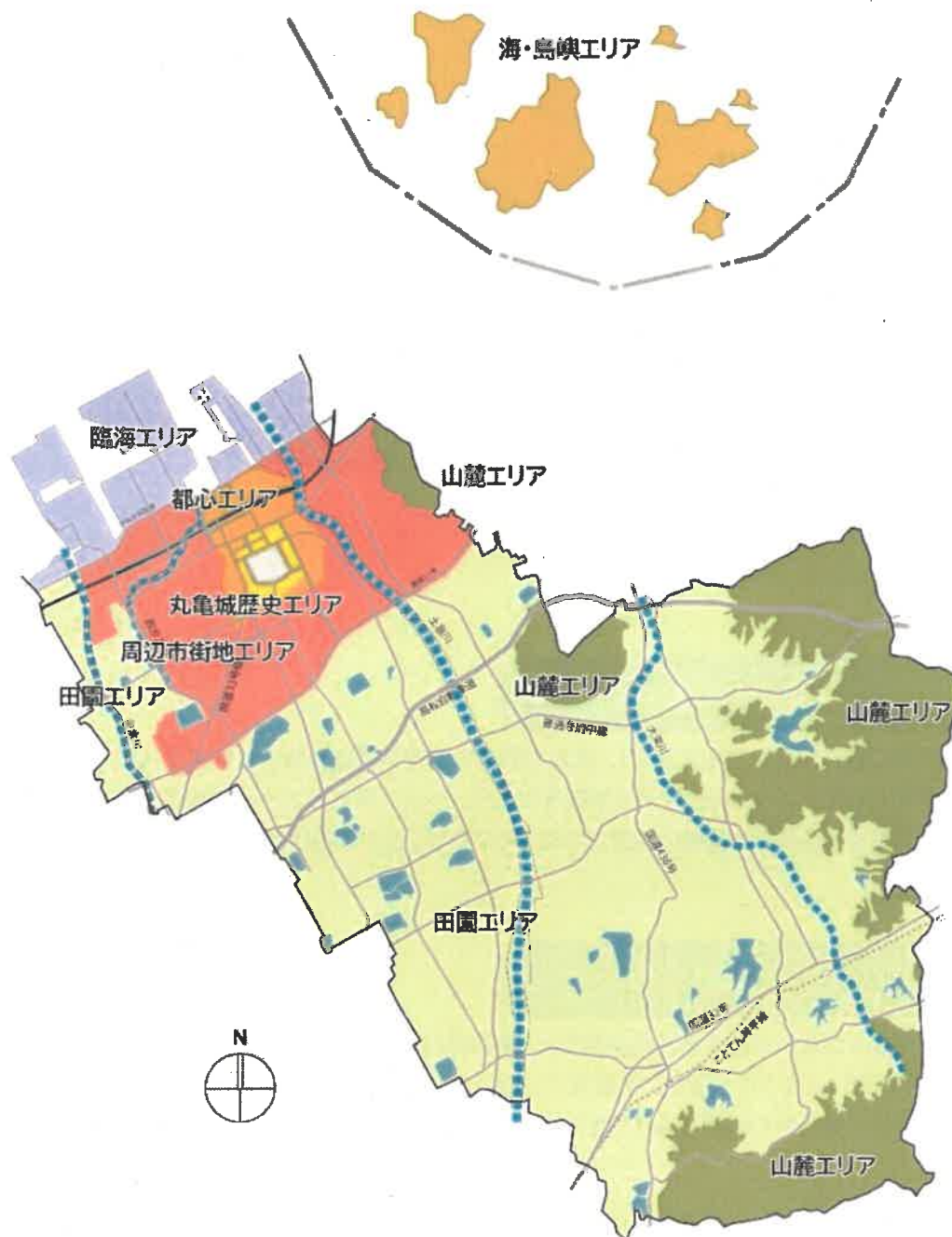
地域の自然や歴史文化を活かし、また現代的な都市活動を反映させながら、豊かな市民文化の発現として丸亀らしい個性ある景観をまもり、つくり、育てることを目指す。それがひいては地域や本市への誇りや愛着の醸成につながっていくことが期待される。

##### 目標 2 快適性・魅力の表現

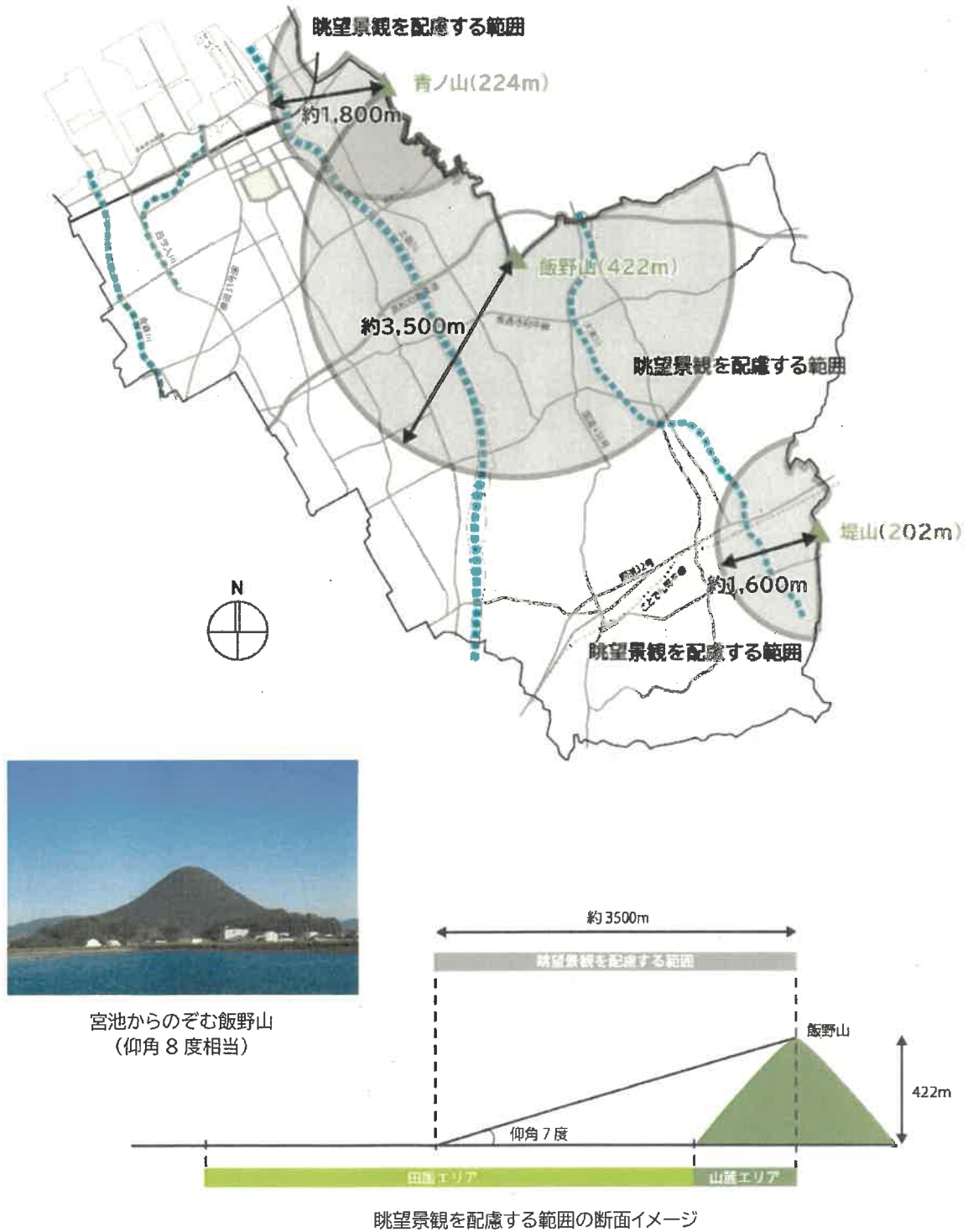
市民などが住み活動する都市空間が、人間の感性を通して気持ちよく、居心地の良い場所として感じられるようになることを目指す。また、市民の活動等の創出を促し、都市の経済的・文化的活力の魅力的な表現を進め、観光や地域の活力の向上につながっていくようになることを目指す。

景観計画区域は丸亀市全域とする。

景観計画区域については、地域の自然・歴史的条件、また土地利用や都市計画等の条件に対応して以下の7つの景観エリアに区分し、各エリアの特性と目指すべき方向に沿って景観形成をすすめる。



市内には飯野山など、なだらかな裾野が広がる円錐形の独立峰が複数点在し、市特有の景観を形成している。このような特徴景観を「丸亀らしい眺望景観」として新たに位置づけ、独立峰や連峰の形状を活かした配慮事項を設定することで景観の保全を図っていく。





## II-2 景観形成基準

届出が必要ない行為について守るべき基準「景観形成基準」をエリア区分に応じて以下のとおりとする。

### 1. 魅力的な風景やまち並みをつくる

項目	共通	島嶼エリア	海エリア	心エリア	丸亀 歴史エリア (特定景観を記述する範囲)	迎市街地エリア (特定景観を記述する範囲)	園エリア (特定景観を記述する範囲)	緑エリア (特定景観を記述する範囲)
周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観を保全し活かすよう工夫し、海や山への眺望景観や川・水脈系等に配慮する。</li> <li>建築物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、周辺の景観と調和したものにす。</li> <li>丸亀城への眺望を阻害しないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>島の緑や海など周辺の自然景観と調和したものにす。</li> <li>自然景観と調和したものにすため、建築物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀城歴史エリアに近接する沿道は眺望景観に留意し、建築物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、高さの幅を定める。</li> <li>特に建築物頂部(屋上層部)はすっきりとしたデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀城歴史エリアに近接する沿道は眺望景観に留意し、建築物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、高さの幅を定める。</li> <li>特に建築物頂部(屋上層部)はすっきりとしたデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀城への眺望景観に留意し、建築物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、高さの幅を定める。</li> <li>特に建築物頂部(屋上層部)はすっきりとしたデザインとなるよう工夫する。</li> <li>眺望景観を記述する範囲では、エリア内の眺望への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、眺望線とともに望まれることに配慮した配置や形態(屋根・色彩等)にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青島となる飯野山や青ノ山への眺望景観に配慮する。</li> <li>眺望景観を記述する範囲では、エリア内の眺望への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、眺望線とともに望まれることに配慮した配置や形態(屋根・色彩等)にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青島となる飯野山や城山(きやま)、緑野三山への眺望景観や、園切の田園やたの池風景との調和に配慮する。</li> <li>眺望景観を記述する範囲では、エリア内の眺望への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、眺望線とともに望まれることに配慮した配置や形態(屋根・色彩等)にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園切から山への眺望景観を阻害しないよう、建築物の配置・形態・色彩等に配慮する。</li> <li>眺望景観を記述する範囲では、エリア内の眺望への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、眺望線とともに望まれることに配慮した配置や形態(屋根・色彩等)にする。</li> </ul>
眺望景観								
歴史的な まち並み	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並みや寺社など建築物が残る場所では、その歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全長歴史街並みと歴史的なまち並みは、その歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全長歴史街並みと歴史的なまち並みは、その歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>
公共空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校など地域の文化・公共施設周辺では、町の顔、人の集まる場所として魅力的な景観形成に留意する。</li> <li>安全・快適で賑いある通りづくりを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の周辺等に賑いある緑は保全に留意するとともに、効果的な植栽により、まち並みや通りの賑いづくりに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点周辺では、建築物のデザインやオープンスペースの演出によって魅力的な街角をつくるよう工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点周辺では、建築物のデザインやオープンスペースの演出によって魅力的な街角をつくるよう工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的なまち並み周辺では、歴史的なたたずまいに調和させる。</li> </ul>
造成・ 緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>島の自然を守り活かすよう、造成にあたっては緑の保全に留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>島の自然を守り活かすよう、造成にあたっては緑の保全に留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化景観により賑いあるまち並みづくりに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化景観により賑いあるまち並みづくりに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化景観により賑いあるまち並みづくりに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化景観により賑いあるまち並みづくりに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化景観により賑いあるまち並みづくりに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化景観により賑いあるまち並みづくりに配慮する。</li> </ul>



## 2.色合いや風合いに配慮する

項目	共通	島嶼エリア	海エリア	心エリア	丸亀 (眺望景観を配慮する範囲)	歴史エリア (眺望景観を配慮する範囲)	辺り街地エリア (眺望景観を配慮する範囲)	園エリア (眺望景観を配慮する範囲)	山 麓エリア (眺望景観を配慮する範囲)
建築物 外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和し風合いにしむ色彩を用いる。</li> <li>壁面などの大きな面積の色彩は彩度を抑える。</li> <li>外壁や屋根などには経年変化を考慮して仕上げ材料を選ぶ。</li> <li>建築物もしくは工作物の着色してない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材料によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではない。また、蛍光塗料は使用しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとす。</li> <li>壁面の素材や色調は、丸亀城への眺望景観に留意し、色彩等を調整する。</li> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、2以下</li> <li>その他の色相は、1以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/20以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとす。</li> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	
建築物 屋根	なし	なし	なし	なし	なし	無彩色もしくは明度 5 以下	なし	なし	なし
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔婆などの工作物は、形・色・質感や色彩を周辺の風合いにしむものとす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>影度は次のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、3以下</li> <li>Y(黄)系は、2以下</li> <li>その他の色相は、1以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/10以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

## 3.敷際やオープンスペースを魅力あるものにする

項目	共通	島嶼エリア	海エリア	心エリア	丸亀 (眺望景観を配慮する範囲)	歴史エリア (眺望景観を配慮する範囲)	辺り街地エリア (眺望景観を配慮する範囲)	園エリア (眺望景観を配慮する範囲)	山 麓エリア (眺望景観を配慮する範囲)	
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面した敷地の階いは、圧迫感や閉塞感の強いものを避け、秩を逃れづぐりに整えるよう努める。</li> <li>歴史的市街地では、扉などの伝統的な取手デザインを保全し、連続性を確保する。</li> <li>塀所に於いて、敷面縁石やオープンスペースを確保し、歩行者空間を快適なものにする。</li> <li>歩歩的な景観によって、市街地の緑化と通りの爽いづくりに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、2以下</li> <li>その他の色相は、1以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/20以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度は以下のとおりとする。</li> <li>R(赤)、YR(橙)系は、6以下</li> <li>Y(黄)系は、4以下</li> <li>その他の色相は、2以下</li> <li>ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の環境や建築物の配置を工夫する。</li> </ul>

#### 4.建物付帯施設・設備を調和のとれたものにする

項目	共通	島嶼エリア	海エリア	心エリア	丸亀歴史エリア (特定景観を配慮する範囲)	辺市街地エリア (特定景観を配慮する範囲)	園エリア (特定景観を配慮する範囲)	園エリア (特定景観を配慮する範囲)
駐車場、 駐輪場、 こみ置き 箱、受水 槽、各種 屋外機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物に付帯する設備は、通りなど周辺に配慮し、とくに屋上や通り面に面した設備機器などは、色調やデザインや色調を工夫する。</li> <li>・ 通りに面した駐輪場・自転車置き場などは、色調やデザインを工夫し、上層は建物との一体的なデザインに配慮する。</li> <li>・ 車や遊具などが周辺にあふれださないように十分な配慮を要する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、屋上設備の色調や色調を調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、屋上設備の色調や色調を調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、屋上設備の色調や色調を調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、屋上設備の色調や色調を調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、屋上設備の色調や色調を調整する。</li> </ul>

#### 5.広告やサインを周辺景観に調和させる

項目	共通	島嶼エリア	海エリア	心エリア	丸亀歴史エリア (特定景観を配慮する範囲)	辺市街地エリア (特定景観を配慮する範囲)	園エリア (特定景観を配慮する範囲)	園エリア (特定景観を配慮する範囲)
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色調や形状など周辺に調和のとれたものにする。</li> <li>・ 景観や眺望など重要な景観のある広告物は、景や区域への配慮に配慮し、建物や遊歩道に設置する際は、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島嶼エリアは、建物や外構と一体感を出す。</li> <li>・ 周辺のスケール感を考慮した形状や色調を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊歩道や遊歩道沿道では、中層階や中層階とつなげる景観に配慮する必要がある。</li> <li>・ 遊歩道に設置する場合は、景観を考慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内海に面した広告物の設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内海に面した広告物の設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内海に面した広告物の設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内海に面した広告物の設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> <li>・ 丸亀城への眺望や城からの景観を阻害しないよう、設置を工夫する。</li> </ul>



## Ⅱ-3 建築物等における景観形成基準の解説

### 1. 魅力的な風景やまち並みをつくる

#### 周辺景観

海 臨 都 城 周 田 山

自然環境を保全し活かすよう工夫し、海や山への眺望景観や川・池の水際景観に配慮する。

- 周辺や背景の自然環境になじませるデザインをする。
- 背景の丘陵の緑や周辺の樹林地等の緑に調和する色彩でなじませる。
- とくに、飯野山など丸亀市の風景を特徴づける山並みの周辺では、その特徴的な風景を乱さないよう、建物の高さや屋根のデザインに留意し、素材や色彩を調和させる。



▲背景の自然環境になじませる

海 臨 都 城 周 田 山

建物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、周辺の景観と調和したものとする。

- 地域の風景やまち並みへの影響、周辺の通りや街角からの見え方に十分な留意をする。

海 臨 田 山

島の緑や海など周辺の自然景観と調和したものにするため、建物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等に配慮する。

- 背景となる島の緑や瀬戸内海の風景に調和した色彩やデザインとなるよう配慮する。



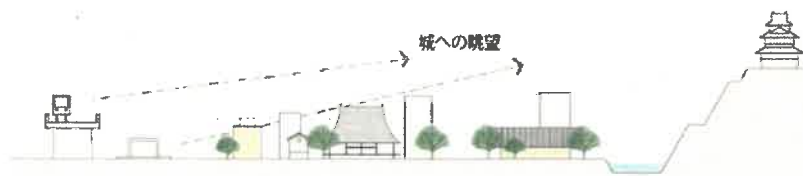
▲背景となる島の緑に配慮する

## 眺望景観

海 臨 都 城 周 田 山

丸亀城への眺望を阻害しないよう配慮する。

- 周辺から城への眺望を保全できるよう、建物などの配置や高さ・色彩などを調整する。
- 城を焦点とする丸亀市の美しいスカイラインを形成できるよう、建物高層部や頭頂部のデザインをスッキリしたものにする。



▲丸亀城への眺望に配慮する

海 臨 都 城 周 田 山

丸亀城歴史エリアに近接する沿道は眺望景観に留意し、建物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、落ち着いた上質なものにする。特に建物頭頂部(最上層部と屋根や屋上突出物)はスッキリしたデザインとなるよう工夫する。

- 駅舎、広場、道路など、城を眺望する各視点場からの見え方に配慮する。
- 城石垣と重なる建物は高さを控え、城に向かって壁状としない。
- スカイラインを乱さない頭頂部のデザインとする。



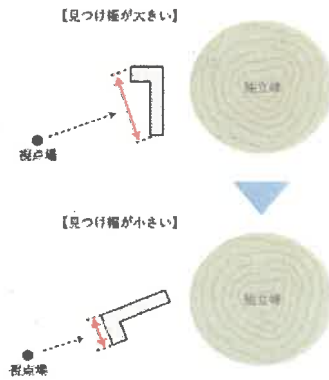
▲建物頭頂部デザインに配慮する

眺望景観を配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にする。

- 前景となるため池や家屋と視対象となる独立峰とのバランスに配慮する。
- 山の特徴的な形状を阻害しないよう、手前の建造物の大きさや形態に配慮する。
- 山裾の建造物は、山と同時に視界に入った時に目立ちすぎないように、道路空間等の公共空間から見た時に出来るだけ遮られないよう、大きさ・形態・色彩に配慮する。
- 視点場から独立峰を眺める方向に、建物の長大な面が向かないよう配置を計画する。



▲独立峰の形状を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰・ため池・既存建物とのバランスを意識する



▲配置の工夫で見つけ幅を細く見せる

背景となる飯野山や青ノ山への眺望景観に配慮する。

- 背景となる山の緑や形状との関係から建物全体の形や色彩、表情を考える。
- 建築物や工作物はその高さや頭頂部の形態などを調和させる。



▲眺望景観に配慮すると共に地域や周辺になじむデザインとする

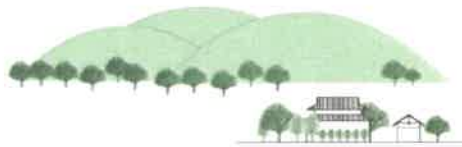


背景となる飯野山や城山(きやま)、綾歌三山への眺望景観や、周辺の田園やため池風景との調和に配慮する。

- 建物外観の色彩を周辺の田園風景と調和したものにする。
- 駐車場や資材置き場等の広い面積の開発では適切な緑化を行うなど周辺からの見え方に配慮する。



▲独立峰への眺望を阻害しないよう、手前の建物の大きさや色彩には配慮する



▲柔らかな敷き際とする

周辺から山への眺望景観を阻害しないよう、建物の配置・規模・形態や色彩に配慮する。

- 造成が最小限になるように配置を工夫する。
- 形態や色彩を目立ちにくいものにする。



▲背景の山々への眺望を阻害しないよう、手前の建物の大きさや色彩には配慮する

## 歴史的なまち並み



歴史的なまち並みや寺社など建築物が残る場所では、その歴史的なたたずまいに調和させる。

- 建物の形や色彩、通りに対する配置や表情、また敷地周りの塀や植栽などについて、それぞれの地域やまち並みでの伝統的なあり方を尊重する。
- 屋敷型のまち並みでは敷地境界から建物を控え、町家型のまち並みでは壁面線を揃えるなど、建物の配置に留意する。



▲歴史的なたたずまいに調和させる



歴史的な集落周辺では伝統的な落ち着いたたたずまいに調和させる。

- 本島をはじめとする塩飽諸島に残る歴史的な集落やその周辺では、歴史的建物等の保全に努め、改修や新築においてはその伝統的なたたずまいに調和させる。
- 路地や広場、高台など多くの人の目に触れる場所からの見え方に配慮する。



▲重要伝統的建造物群保存地区の建物／真木邸(出展:丸亀市塩飽本島町笠島・丸亀市教育委員会)

金毘羅街道など歴史的な道筋では、その歴史的なたたずまいに調和させる。

- 歴史を感じさせるまち並み、灯笼や鳥居など街道の遺構、建物のもつ雰囲気などを保全・活用し、調和させながら風格あるデザインとする。
- 駐車場でまち並みの連続性を切ってしまうように工夫する。
  - 周囲は緑化や築地塀などにより修景するなど。
- 歴史的デザイン要素を利用する。
  - 通りに沿った下屋の連続性を分断しないデザインを工夫する、道路に面する門塀や柵、生垣等の外構、建物外観の意匠を和風基調のものにするなど。



▲歴史的なたたずまいに調和させる

建物低層部は、場所に応じて、にぎわいや潤いある通りをつくるよう、低層部の建物用途やデザインを工夫する。

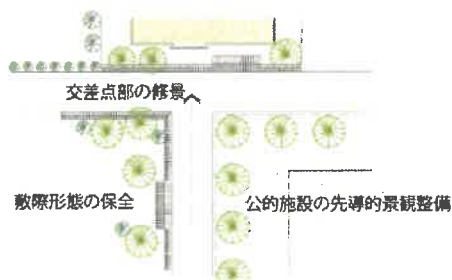
- 閉鎖的な表情となる施設を通りに配置せず、1階の建物用途を開放的にぎわいを生むようなものとする。
- 窓や出入り口のデザインを工夫する。



▲低層部の用途を開放的で魅力あるものにする

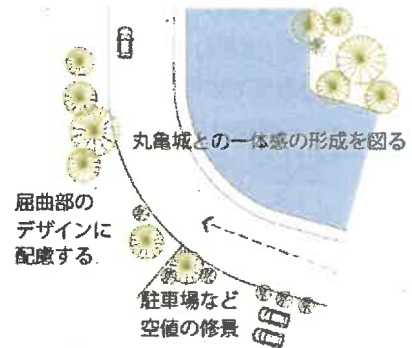
建物の配置や高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、城下町のまち割りを生かし、周辺の歴史的なたたずまいと調和したものにす。

- 塀や生け垣と庭で囲まれた低層の屋敷型配置を基本とする。
- T字型や鍵の手の街角の特長を生かして歩行者の視点からそのアイストップとなる部分の見え方に留意する。



植栽や塀など敷地のデザインを工夫し、内濠を介した丸亀城との一体感の形成を図る。

- とくに視線が集まる屈曲部のデザインに配慮する。
  - 植栽や塀の連続性を意識したデザインとする。
  - 駐車場など空地の境界部は植栽などにより修景する。



歴史的な道筋や集落などではそのまち並みの持つ雰囲気を守り、活用し、調和させる。

- 歴史的デザイン要素や素材、植栽などをうまく使い、周辺のまち並みに配慮した敷地の表情をつくる。

集落などではそのまち並みの持つ雰囲気を守り、活用し、調和させる。

- 田 ○ 建物外観や塀などには落ち着いた風合いの素材や色彩を使用する。

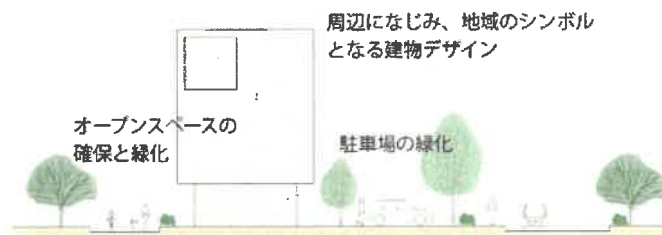


▲外観や塀を落ち着いた風合いのものにする

- 山 ○ 山麓集落などではそのまち並みの持つ雰囲気を守り、活用し、調和させる。

学校など地域の文化・公共施設周辺では、町の顔、人の集まる場所として魅力的な景観形成に配慮する。

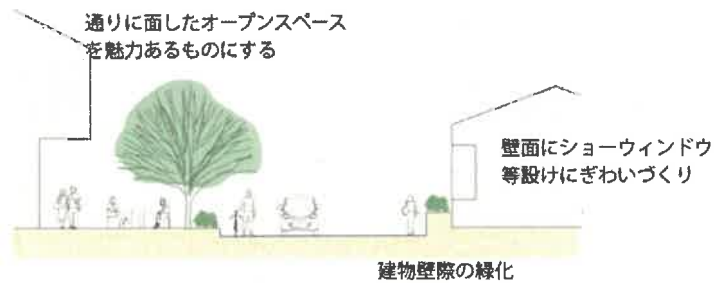
- 周辺の風景になじませながら、地域のシンボルやランドマークとなり市民に親しまれるデザインをする。
- とくに通りに面する部分では、快適で潤いある歩行者空間をつくるよう建物低層部や敷地のデザインを工夫する。



▲施設周辺を気持ちよく親しみやすいものにする

安全・快適で潤いある通りづくりに寄与するよう努める。

- 通りに面した壁面やオープンスペースを魅力あるものとし、歩きたくなる通りをつくる。
- 歩行者に圧迫感を与えないよう、建物の配置や壁面の表情などに留意する。
  - 窓や出入り口のデザインを工夫する。
  - 敷地や建物まわりの緑化に努める。



▲安全・快適で潤いある通りをつくる

幹線道路沿いなどでは圧迫感を与えないように配慮する

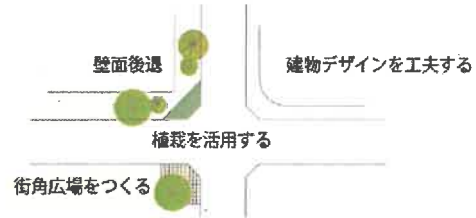
- 大きな壁面の建築物などは、壁面を後退させたり、敷地内の建物配置や建物の表情を工夫するなど、圧迫感を与えないデザインとする。



▲周辺に圧迫感を与えないよう施設配置や緑化などに配慮する

交差点部では、建築物のデザインやオープンスペースの演出によって魅力的な街角をつくるよう工夫する。

- 建物や敷際を圧迫感のあるものとしなない。
- 壁面後退や魅力あるオープンスペースを確保する。
- 植栽をうまく活用し潤いのある空間をつくる。



▲辻部にシンボルツリーやベンチの配置により魅力あるオープンスペースを創出している

造成・緑化

敷地の周辺等に残る良好な緑は保全に留意するとともに、効果的な植栽により、まち並みや通りの潤いづくりに努める。

- 道路など公共空間からの見え方に配慮する。
- 四季の変化が感じられるような植栽に配慮する。
- 既存の木々を活かしながら植栽を行い、緑の繋がりを果たせる。





▲隣接する公園の緑と繋がるように、駐車場や敷地外周部に植栽を行う。



▲紅葉する落葉高木や低木植栽をおりませながら立体的な植栽地にする。



### 島の自然を守り活かすよう、造成にあたっては緑の保全に留意する。

- 船舶航路などから眺める島の緑の見え方に配慮する。
- とくに港の周辺では、島への玄関口であることを意識した配慮をおこなう。



### 水際に立地する施設は緑化等により海になじむ景観づくりに配慮する。

- 建物施設や敷地周辺には積極的に緑化を行い、適切な維持管理を行う。
- とくに圧迫感がある施設周辺では緑化などにより見え方を和らげるよう工夫する。



### 造成にあたっては緑の保全に留意する。

- 周辺住宅地や農地などとの調和に配慮し、生け垣や豊かな庭木を育てる。
- 農地や山並みなどの田園風景に調和し、植栽などを生かしたやわらかな敷際とする。
- 道路、公園、学校など多くの人の目に触れる場所からの見え方に配慮する。

## 2. 色合いや風合いに配慮する

### 建築物外壁・建築物屋根

海 臨 都 城 周 田 山

周辺景観と調和し風景になじむ色彩を用いる。

- 城下町の伝統景観や豊かな自然と調和した丸亀のまち並みに相応しい素材や色彩を選ぶ。
- 伝統的な素材や色彩を使用する。

海 臨 都 城 周 田 山

壁面などの大きな面積の色彩は彩度を抑える。

- 街路樹や通行する人たちを引き立てる背景となるような色彩とする。
- 素材感を生かしたデザインとする。

海 臨 都 城 周 田 山

外壁や屋根などには経年変化を考慮して仕上げ材料を選ぶ。

- 時代を刻み、時と共に美しくなる素材を選ぶ。
- 汚れが目立たない素材を選ぶ。

▶素材は時の経過とともに風合いをますもの、長期的な使用に耐え経年劣化しにくいものを用いる



海 臨 都 城 周 田 山

屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとする。

- 屋根や屋上には落ち着いた風合いの素材や色彩を使用する。
- 際立った色彩の使用は控える。
- 経年変化による見え方に配慮して素材を選択する。



▲彩度の低い色彩を用いて周辺と調和させる



▲丸亀城からの見え方に配慮する

海 臨 都 城 周 田 山

壁面の素材や色彩は、丸亀城への眺望景観に留意し、色彩等を調整する。

- 城への眺望と重なる場所では、目立たない色彩や質感のものとする。
  - 彩度の低い色彩、自然素材などを選択する。



▲石材等を用いた外壁



▲隣接するまち並みと調和させるように低彩度色を用いている

工作物

海 臨 都 城 周 田 山

電波塔などの工作物は、形態意匠や色彩を周辺の風景になじむものとする。

- 駅、道路、公園など多くの人が目にする場所から丸亀城への眺望と重なる場所では、目立たない色彩にする。
  - 無彩色または彩度・明度を抑えた色彩とする。



▲彩度を抑えることで周辺の木々と調和させている。

## エリア別色彩基準

海 臨 都 城 周 田 山

丸亀城エリアの色彩基準は次のとおりである。

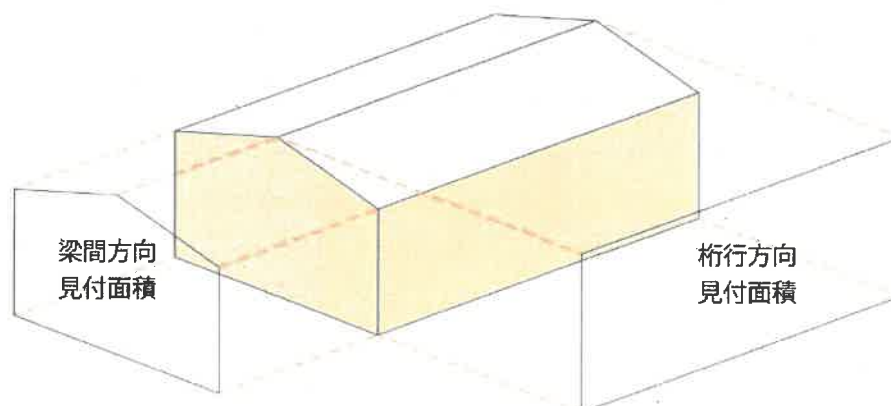
対象	基準の内容	
	色相	彩度
軒高が 7m を超える建築物または 延べ床面積が 500 m <sup>2</sup> を超える建 築物(詳細は届出対象を参照)	R(赤)、YR(橙)系	4 以下
	Y(黄)系	2 以下
	その他	1 以下
	屋根は、無彩色もしくは明度 5 以下	
高さが 10m を超える工作物 (詳細は届出対象を参照)	R(赤)、YR(橙)系	3 以下
	Y(黄)系	2 以下
	その他	1 以下

### 【適用除外】

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩
- ・建築物:各壁面見付面積の 1/20 以下の範囲で使用される部分の色彩
- ・工作物: 各壁面見付面積の 1/10 以下の範囲で使用される部分の色彩

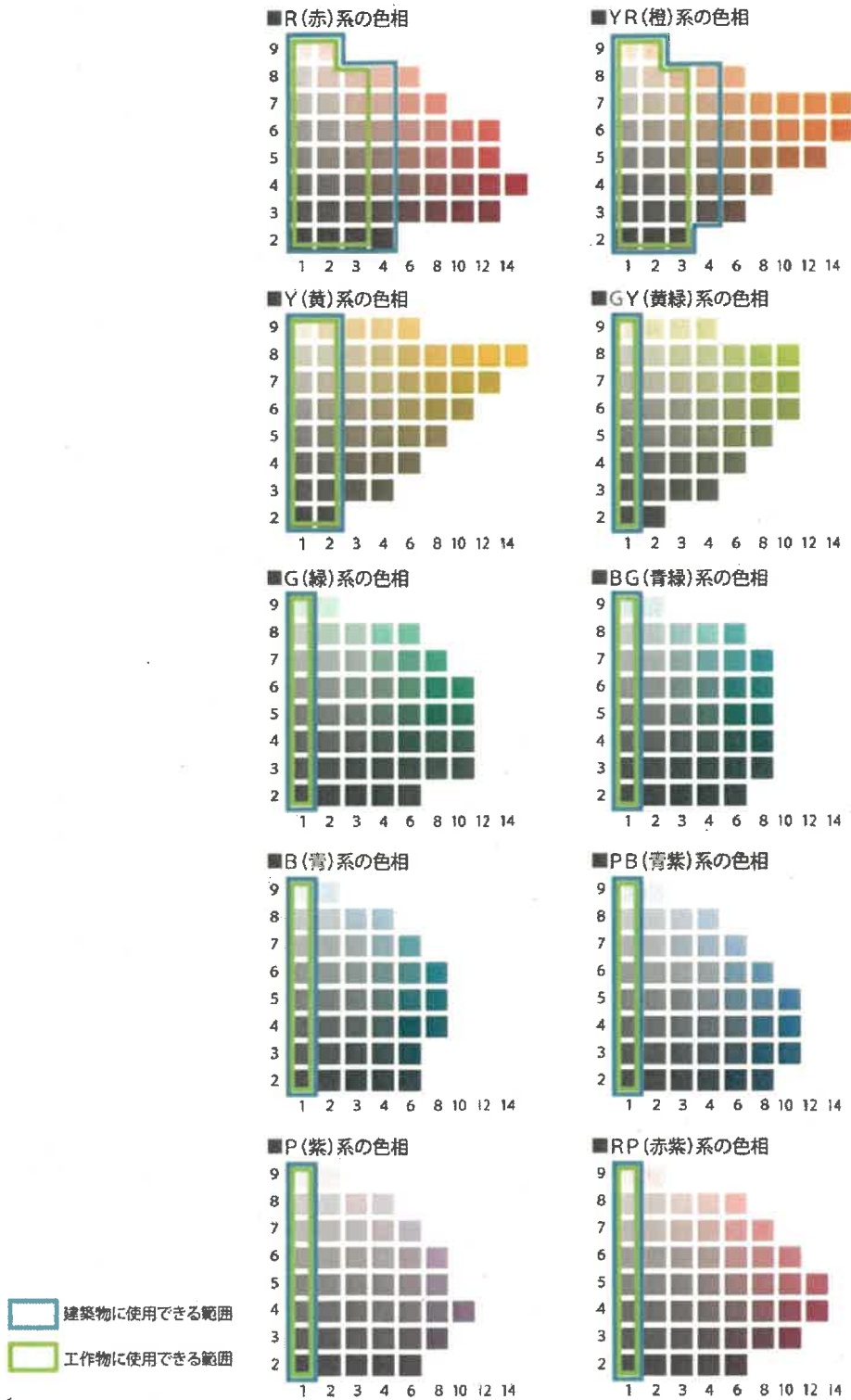
### 【参考】

「壁面見付面積」とは梁間方向または桁行方向の鉛直投影面積をいう。



【参考】丸亀城エリアで使用可能な色彩

実際の色はマンセル値に照合して色票等で確認すること。



## エリア別色彩基準



その他エリアの色彩基準は次のとおり。

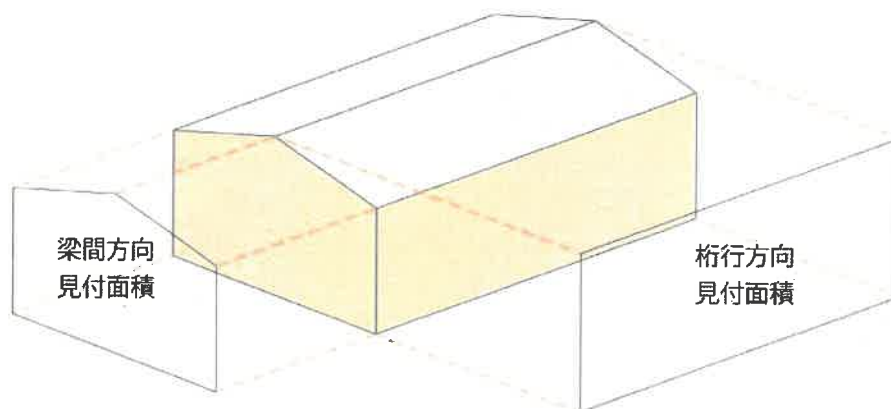
対象	基準の内容	
	色相	彩度
軒高が 13m を超える建築物または 延べ床面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建 築物(詳細は届出対象を参照)	R(赤)、YR(橙)系	6 以下
	Y(黄)系	4 以下
	その他	2 以下
	屋根は、無彩色もしくは明度 5 以下	
高さが 13m を超える工作物 (詳細は届出対象を参照)	R(赤)、YR(橙)系	3 以下
	Y(黄)系	2 以下
	その他	1 以下

### 【適用除外】

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩
- ・建築物:各壁面見付面積の 1/5 以下の範囲で使用される部分の色彩
- ・工作物: 各壁面見付面積の1/10 以下の範囲で使用される部分の色彩

### 【参考】

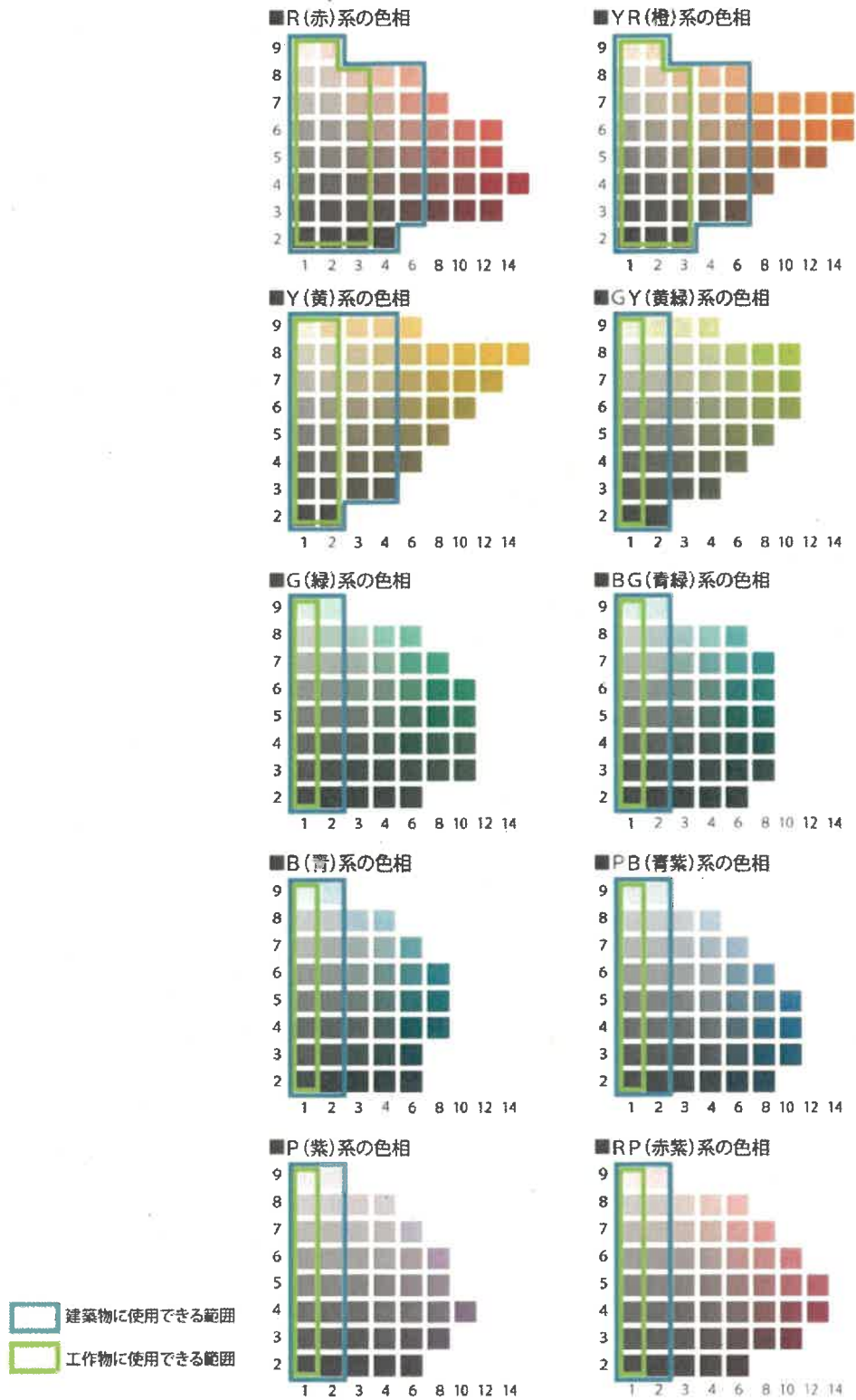
「壁面見付面積」とは梁間方向または桁行方向の鉛直投影面積をいう。





【参考】その他エリアで使用可能な色彩

実際の色はマンセル値に照合して色票等で確認すること。



## 色彩等の基礎知識

「建築物等における指針」では、色彩についての留意点を“風景になじむ色彩”、“調和する色彩”、“けばけばしい色彩”などの表現で示したが、「景観形成基準」となる「色彩基準」では使用する色を正確に示す必要があるため、国際的な表色系であり、JIS 規格などにも採用されている「マンセル表色系」を用いる。

### ●マンセル表色系

マンセル表色系は、「色相」、「明度」、「彩度」の 3 つの属性の組み合わせによって色彩を正確に表現する。

### ●色相

色合い(色の種類)を表すものです。赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の 5 つの基本色相と、その中間にある黄赤(YR)、黄緑(YG)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)からなる 10 の色相によって構成し、さらにそれを 10 分割した 100 色相で表現する。

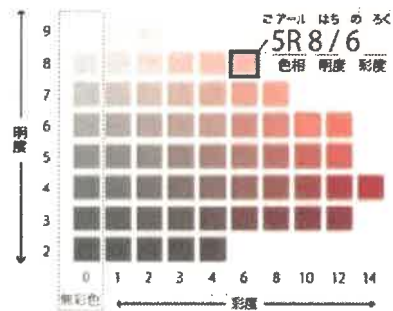


### ●明度

明るさを表すものである。理論上の明るさを 0 から 10 の数値で示し、暗い色ほど数値は小さく、明るい色ほど数値は大きくなる。実際には最も明るい白が明度 9.5 程度、最も暗い色は 1.0 程度となる。

### ●彩度

鮮やかさを表すものである。0 から 14 程度までの数値で示す。白、黒、灰色など無彩色の彩度は 0 で、色味が増すに従って数値は大きくなる。最も鮮やかな色彩の彩度は色相により異なり、赤・黄系の最高彩度は 14 程度、青系の最高彩度は 8 から 10 程度となっている。



### ●マンセル記号

色相、明度、彩度の順に並べたものをマンセル記号と呼ぶ。例えば図の囲み部分は「5R 8/6」と記して「ごアール、はちのろく」と読む。

### 3. 敷際やオープンスペースを魅力あるものにする

#### 外構

海 臨 都 城 周 田 山

通りに面した敷地の囲いは、圧迫感や閉鎖感の強いものを避け、快適な通りづくりに寄与するよう努める。

- 周辺のまちや通りの性格に合わせて、適切な敷際のデザインをする。
  - 歩行者空間をつくる開放的な敷際、生け垣など緑豊かな潤いある敷際、魅力的な建物や塀の表情が連続する敷際など。



▲エントランス付近に豊富な緑を配置して、印象的な敷際を作り出す



▲低い板塀と植栽を組み合わせることで、圧迫感を抑えながら柔らかな表情を生む

海 臨 都 城 周 田 山

歴史的市街地では、塀などの伝統的な敷際デザインを保全し、連続性を確保する。

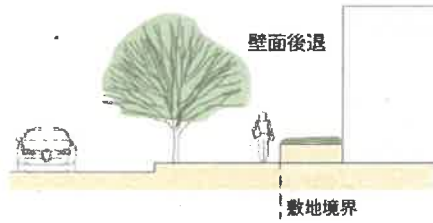
- 塀などの歴史的敷際を保全するとともに歴史的デザイン要素を利用する。
- 敷際線に合わせ連続性を確保する。
- 連続性や周辺状況に配慮したデザインとする。
- 駐車場など空地では連続性を分断しないように敷際デザインを工夫する。



▲歴史を感じさせる敷際形態の保全

場所に応じて、壁面後退やオープンスペースを確保し、歩行者空間を快適なものにする。

- 壁面後退などにより敷地にゆとりを持たせ、通りに面する建物が通行者に圧迫感を与えないようにする。
  - 長く続く壁面では単調さを和らげながら連続性を魅力に変え、大きな壁面では圧迫感を緩和する効果がある。



▲壁面後退で歩行者空間を快適なものにする



▲場所に応じて、壁面後退やオープンスペースを確保する

樹木や建築物等の外観への照明は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。

- ランドマークやシンボルとなる建物、樹木、モニュメントなどをライトアップする。
- 通りや広場などでは間接照明や足下照明などにより人に優しい柔らかな照明を工夫する。

通りに面した壁面は、圧迫感や閉鎖感を与えないよう、開口部のデザインや材質を工夫する。

- 敷地に余裕がない場合は、建物外壁を通りに面する顔としてデザインする。
  - 窓や出入り口などの開口部デザインに伝統の型を参考にする。
  - 場所によっては、伝統の素材や色彩を使う。



▲通り面した壁面は、開口部のデザインや素材を工夫する

## 植栽

海 臨 都 城 周 田 山

効果的な植栽によって、市街地の緑化と通りの潤いづくりに努める。

- 建物や敷際に沿った連続する植栽により通りを潤いある豊かなものにする。
  - 植栽地は建物や歩道とのバランスよい規模とし、汚れが目立ち難い風合いある材料で仕上げる。
  - 植栽は常緑と落葉、季節感、形状、色合いなどをうまく使い分ける。
- 視線が集まる場所や建物の添景など高木を効果的に使い通りの風景を豊かなものにする。
  - 建物とその周辺の雰囲気を引き締める添景として大木を植える。



▲植栽地に石材を用いて落ち着いた感じのある通りを演出する



▲建物正面の入口周りにゆとりある空間を確保し、高木をシンボリックに植栽する

海 臨 都 城 周 田 山

出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の造成や建物の配置を工夫する。

- 海 ○ 島の風景の一部として樹木を残すように配置やデザインを工夫する。
  - 自然にとけ込み島の風景の一部になった庭木や生け垣などは、これをうまく生かした造成や配置になるよう留意する。



▲在来の樹木を保全し、風景の一部として造るようにする

- 山 ○ 地域固有の風景を損なわないよう山麓部など道路など公共の場所からの見え方に留意する。
- 樹木等の保全が困難な場合は、山の地肌や擁壁等が目につれ難いよう緑化する。



さぬき浜街道沿道では、中津万象園や中津海岸とつながる緑地軸を形成するよう、緑化につとめる。

- 連続する植栽により緑豊かなまち並みをつくる。
- 圧迫感ある大きな壁面などを緑化する。
- 駐車場や空地进行を緑化する。



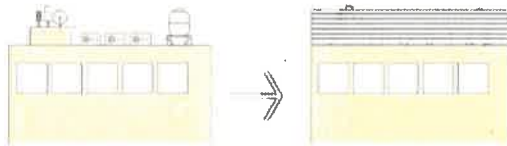
▲連続する植栽により潤いあるまち並みをつくる

#### 4. 建物付帯施設・設備を調和のとれたものにする

駐車場、駐輪場、ごみ置き場、受水槽、各種屋外機器

建物に付帯する設備は、通りなど周辺の景観になじむよう設置場所や見え方に配慮し、とくに屋上や通りに面した設備機器などは、囲いなどのデザインや色彩を工夫する。

- 配置上、設備機器などを隠すことが困難な場合は、囲いで隠したり、建物本体と一体的にデザインする。
- 屋上設備などは、人の目に触れる場所から見えにくいように配置する。とくに城からの見え方には留意する。



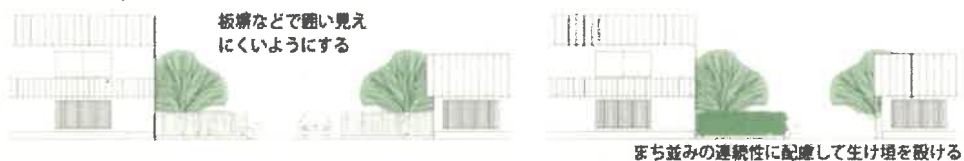
▲屋上施設を囲いやルーバー等で隠す



▲屋上施設を屋根やパラペット等により隠したデザインにしている

通りに面した駐車場・駐輪場やゴミ置き場などは、囲い、舗装、植栽などを工夫し、上屋は建物との一体的なデザインに配慮する。

- 駐車場は、通りに面して大きな面積を占めるため、とくに通りに面したものは周辺環境に配慮して、配置やデザインを工夫する。
  - 植栽や塀を設けるなど、通りから見えにくいように工夫する。
  - 緑化など、緑のオープンスペースとして見せる。
  - 舗装材料を工夫して、見て心地よいものにする。
- ゴミ置き場や駐輪場は、建物や塀等と一体的にデザインする。
  - 塀や生垣などで囲い、通りから見えにくいように工夫する。
  - 自転車置き場は見えにくい場所に配置する。
  - 建物1階部分に見えにくいよう一体的に配置する。



▲駐車場、駐輪場、ゴミ置き場などは、通りから見えかたに留意する

車や自転車が周辺にあふれ出さないように十分な台数を確保する。

- 周辺にあふれ出して迷惑をかけないようにする。
- 自転車置き場は、人の動線などを考え使いやすい場所に配置するなど、設計の早い段階から検討を行う。
  - 建物と平行に配置して、台数を確保する。

丸亀城への眺望や城からの展望を阻害しないよう、屋上設備の囲いや色彩を調整する。

- 城から見える建物の屋上にはできるだけ設備機器の配置を控え、配置する場合は眺望を阻害しない。
- デザインとして工夫する。
  - 屋上階に屋根を設けるなど、城からの見え方に工夫する。



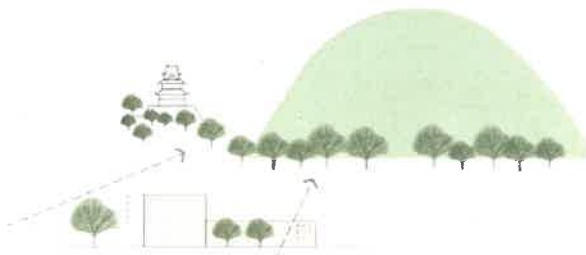
▲屋上施設が直視されないように工夫している

## 5. 広告やサインを周辺景観に調和させる

### 広告物

けばけばしい色彩を使用しない。

- 色彩は、明度・彩度を抑えて使用する。
  - アクセントカラーをうまく使い効果的なデザインとする。
- 丸亀城や飯野山など丸亀のシンボル景観を望む場所では、設置を控え、けばけばしい色彩を使用せず形状や表現など見せ方を工夫する。
  - 大切な視点場である土器川に架かる橋付近や丸亀駅などからの眺望と重なる広告物やサインの色彩などに留意する。



▲大切な視点場から眺望する丸亀のシンボル景観を阻害しないよう広告物等色彩に留意する



▲屋上広告物の設置は避け、高層部の壁面広告物等にするなど、シンプルなデザインや切り文字デザインにする

広告物等の数や大きさは、周辺景観を阻害しないよう必要最小限のものとする。

- 目的に応じて形や設置場所を工夫する。
  - 誘導、説明など目的に応じてデザインを工夫する。例えば、ピクトを利用するなど小さくても判別しやすい手法などを採用する。
  - 直接的な表現を間接的表現にするなど魅力あるデザインにする。
- 必要以上の競争を避け本来の効果を考えて計画する。
  - 幹線道路沿道などで風景を破壊するような過大な大きさを避ける。
- まち中では、配置の工夫や植栽を組み合わせるなど、歩行者の視点から見て最小限で効果的なデザインとする。
- サインシステムを総合的に組み立てる。
  - バラバラにあるサインを目的別に整理して、分かりやすく、判別しやすい効果あるデザインとして総合的に計画する。



▲ 広告物は周辺景観を阻害しないよう最小限のものとする

広告物等は、建物や外構と一体的にデザインする。

- まち並みを豊かにし、通りを演出するデザインとして扱う。
- 通りの個性を引き立てるデザインとする。
- 色彩やロゴデザインを魅力的なものとする。
  - 表現はシンプルで最小限のものとする。
  - 通りを魅力的なものにするモニュメントやオブジェとして扱う。



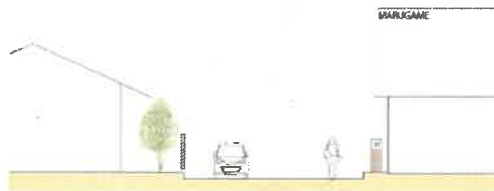
▲ 建物外観意匠に配慮したシンプルな壁面広告



▲ 植栽地に配置されたシンプルな集合サイン

周辺のスケール感を逸脱した形態や色彩とならないよう配慮する。

- 道路の幅員、建築物高さ、壁面や屋根の色などとのバランスを考え、色彩や大きさが過大なものにならないようにする。
- 色彩は、明度・彩度を抑えて使用する。
  - アクセントカラーをうまく使い効果的なデザインとする。



▲建物外観意匠に配慮したシンプルな広告デザイン



▲ロゴデザイン等にアクセントカラーを用いたシンプルなデザインの壁面広告

点滅や映像など可変性のある広告物等は、城や丘陵への眺望に配慮し、建築物屋上や高所への配置は避ける。建物低層部や道路沿道に設ける際は、周辺の景観との調和に配慮する。

- 点滅や映像など可変性のある広告物等の掲示は、建築物の屋上や建築物の高所への配置は行わないようにする。
- 丸亀城を眺望する場所やその周辺にはできるだけ設置しない。

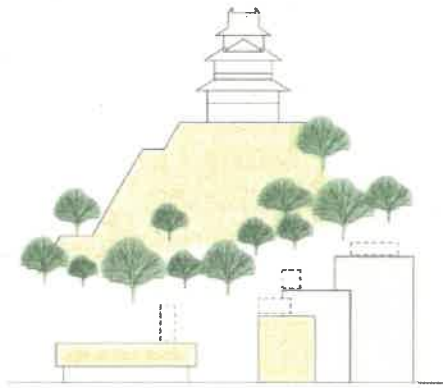
さぬき浜街道沿道では、中津万象園や中津海岸とつながる幹線道路沿道の形成推進に影響を与えないよう、広告物の乱立を避ける。

- さぬき浜街道沿道の区間では、中津万象園にアクセス道路であることを意識して、そのたたずまいに配慮したものとする。
- 際立つ色彩は控え、過大な大きさにならないように配慮する。とくに中津万象園付近では屋外広告物の掲出を控える。



丸亀城への眺望の障害となるような屋上広告物の設置を控える。

- 駅や鉄道、幹線道路など丸亀のまちを印象づける大切な視点場からの見え方に注意し、城への眺望に影響を及ぼすような屋上広告物の設置は控える。
- 屋上広告物が城の天守や石垣などと重ならないようにする。



▲屋上広告物は、丸亀のまちを印象づける視点場からの眺望に留意する

内濠に面した広告物の設置を控える。

- 内濠を介した城との一体感を損なわないよう、できる限り広告物を設置しない。
- 一時的な掲示物も、できる限り掲出を控える。
- 標識やサインは最小限のものとして場所に調和したものとなるようデザインを工夫する。



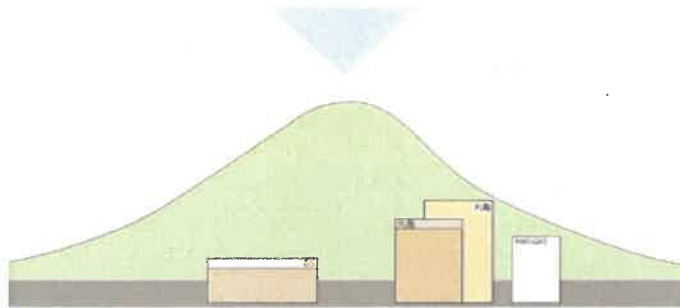
▲内濠付近からも飯野山が眺められる。お城への眺めと合わせて、内濠周辺への眺めに留意する

眺望景観を配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態意匠・色彩等にする。

- 眺望景観を配慮する範囲において、幹線道路やため池周辺の主要な視点場からの見え方に注意し、独立峰への眺望に影響を及ぼすような屋上広告物や突出広告物を設置しないようにする。
- 主要な視点場から見える独立峰の前面に見える屋外広告物は、高彩度色を地色に用いることは避け、独立峰の緑や周辺の建物の色彩との調和に配慮する。



・過剰な大きさの屋上広告物やげげげしい色彩、高彩度色彩を使用すると良好な眺めが阻害される。



・屋上広告や突き出し広告を用いることは避け、必要最小限の規模にするとともに、控えめな色彩の外観色彩とする。

### Ⅲ 届出と協議・審査等

#### Ⅲ-1 建築等行為の届出対象

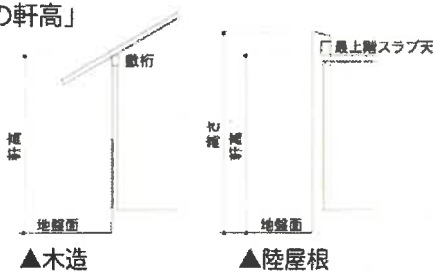
届出の対象となる行為と規模は、次のとおり。

対象物		丸亀城歴史 エリア	都心 エリア	その他の エリア
建築物	軒高が 7m 超え、又は延べ床面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	届出-2		
	延べ床面積が 1000 m <sup>2</sup> を超え、かつ軒高が 13m 以下のもの		届出-1	届出-1
	軒高が 13m を超えるもの		届出-2	届出-2
工作物	高さが 10m を超えるもの	届出-2	届出-2	
	高さが 13m を超えるもの			届出-1
広告物	高さが 10m を超え、又は表示面積の合計が 25 m <sup>2</sup> を超えるもの	届出-2	届出-2	
	高さが 10m を超え、又は表示面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの			届出-1
開発行為	面積が 1000 m <sup>2</sup> を超え、又は法面および擁壁の高さが 5m を超え、かつ長さが 10m を超えるもの	届出-2	届出-1	届出-1

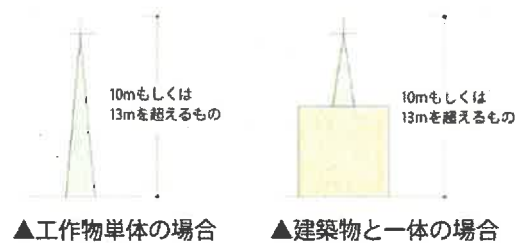
※建築物、工作物、広告物における「外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更」の場合、「上記表の規模を超えるもので、当該変更にかかる部分が外観の過半を超えるもの」も届出の対象となる。

#### 【参考】

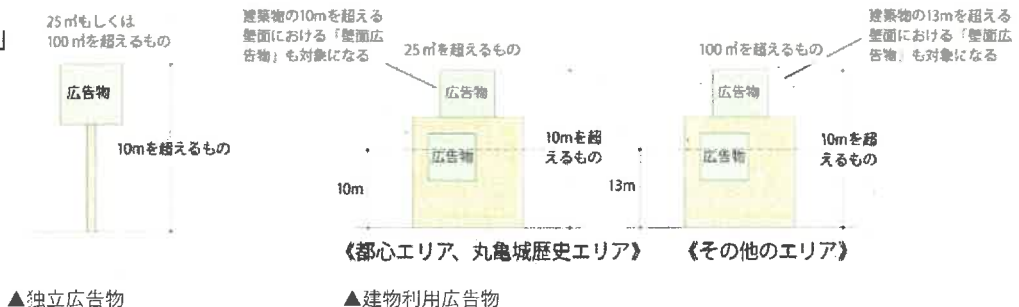
##### 「建築物の軒高」



##### 「工作物の高さ」

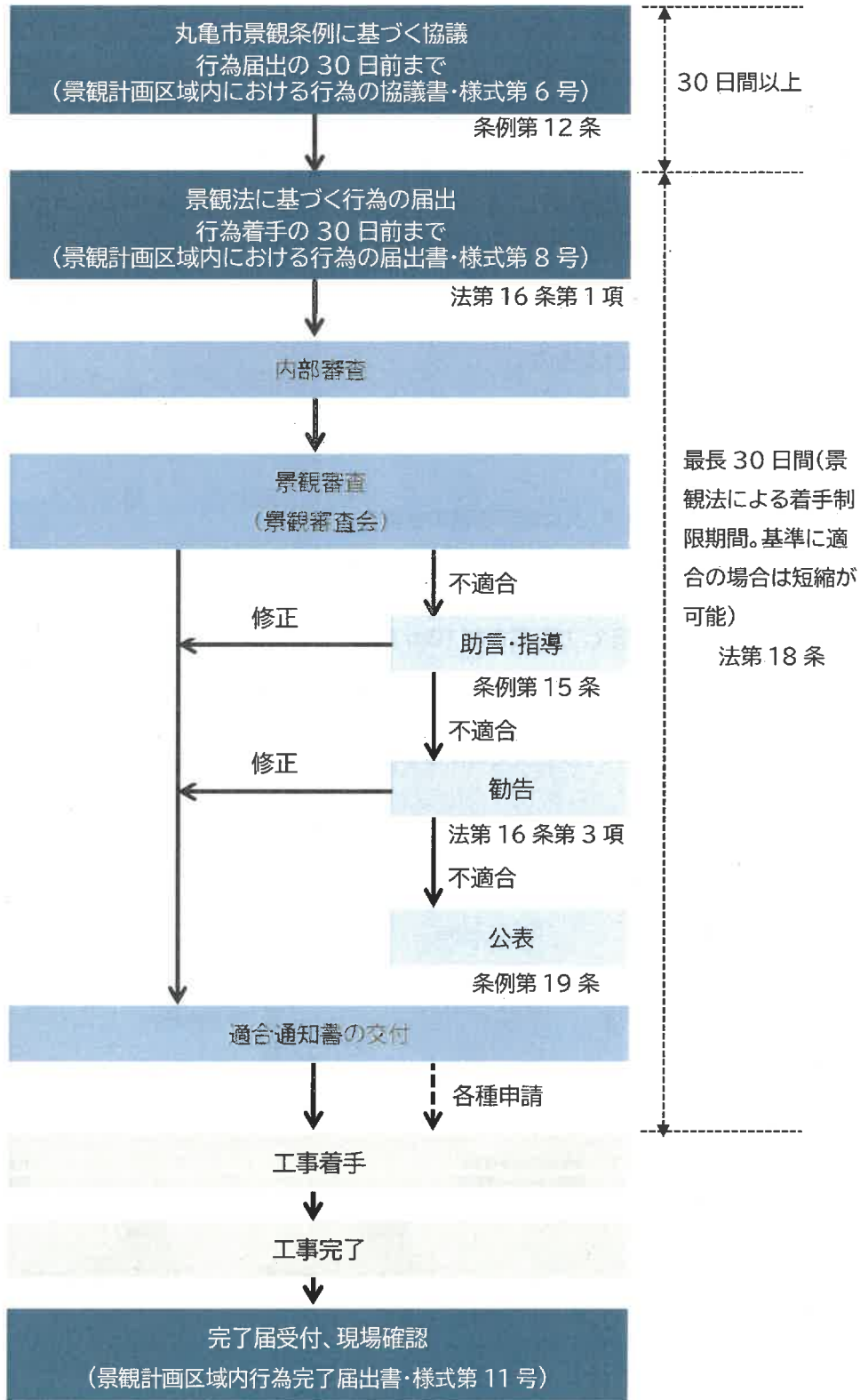


##### 「広告物」

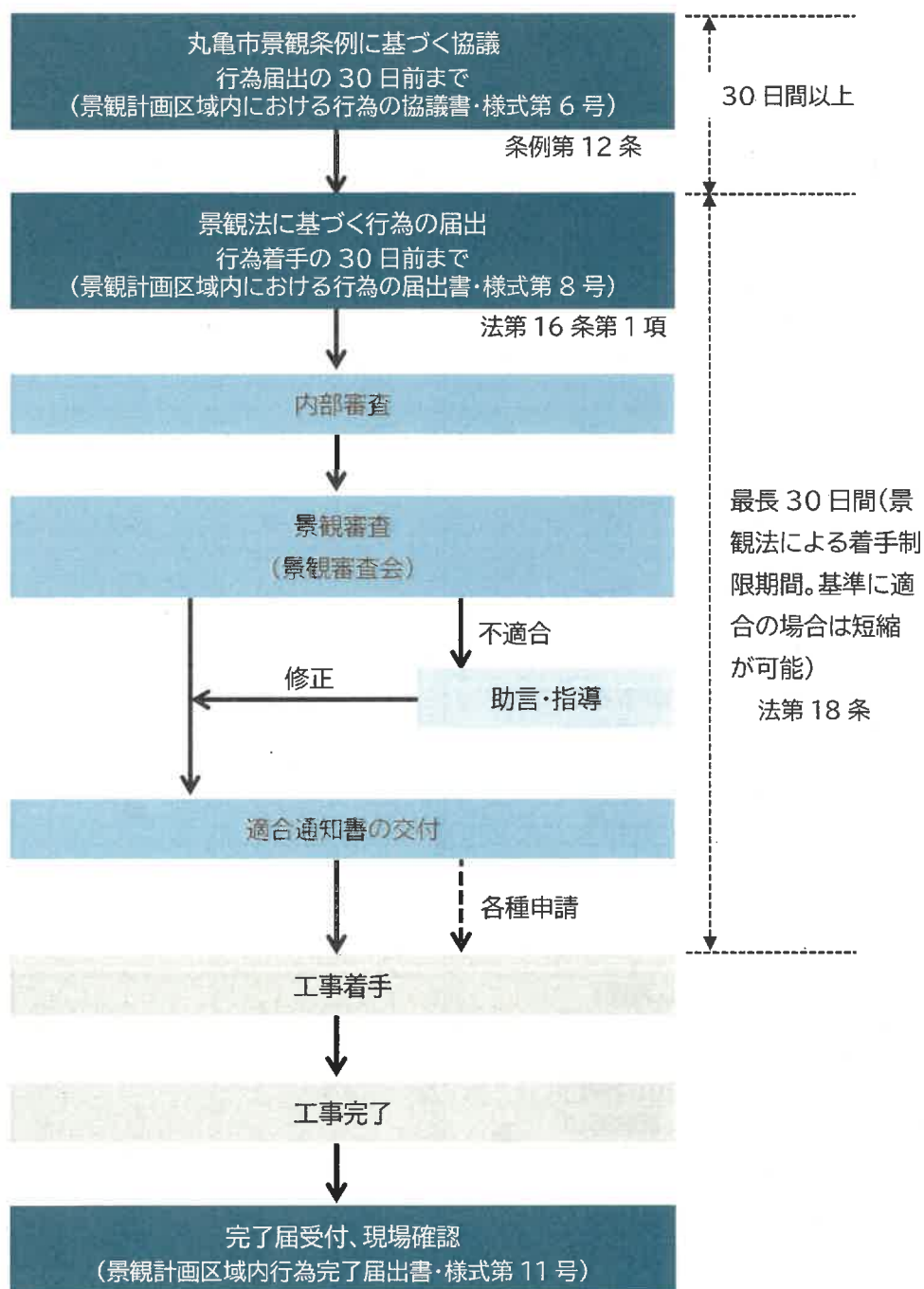


## Ⅲ-2 届出～協議・審査等の流れ

【建築物、工作物、開発行為の場合】



【広告物の場合】



Ⅲ 届出・協議・審査等の流れ



### Ⅲ-3 届出図書等

#### ◎協議時の添付図書

景観計画区域内における行為の協議書に、次の必要書類を添付して提出してください。

協議に係わる添付図書等	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕		表示	過半を超える色彩の変更	開発行為
	建築物	工作物	広告物	建築物、工作物、 広告物(※)	
1)景観計画区域内における行為の協議書(様式第6号)	○	○	○	○	○
2)委任状(当該届出事務を事業者以外が行う場合)	○	○	○	○	○
3)都市景観勘案書(様式第7号) ・都市景観形成に配慮した点を簡潔に文章で表現したもの	○	○	○	○	
4)付近見取り図(縮尺1/2500以上) ・方位、行為等がわかるもの	○	○	○	○	○
5)敷地・周辺現況写真 ・敷地周辺の状況が分かるカラー写真	○	○	○	○	○
6)配置図・土地利用計画図(縮尺1/100程度) ・敷地境界、建物等の位置がわかるもの ・鉛直投影立面積が最大となる方向を示すこと	○	○	○	○	○
7)平面図/各階(縮尺1/100程度) ・各階の間取り及び用途がわかるもの	○	○	○	●	
8)断面図(縮尺1/100程度) ・主要部2面以上、屋上やバルコニー等に設置する設備機器の高さを示すこと	○			● (建築物のみ)	
9)着色立面図-1(縮尺1/50程度) ・主要立面2面、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	○	○	○	○	
10)着色立面図-2(縮尺1/100程度) ・着色立面図-1以外の2面、建物等の高さ、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	●				
11)造成計画図(縮尺1/500程度) ・平面図、断面図及び切り土部分の求積図(着色)、隣接する道路や宅地等の関係もあわせて表現したもの					○

#### 備考

(1)広告物についての※に該当する行為は、移転若しくはその内容の変更又は設置、改造若しくは過半を超える色彩の変更とする。

(2)図面の規格はA3とし、協議書とともに正副2部を提出するものとする。

(添付書類について)

届出-1	協議及び届出時には○印の図書を添付してください。
届出-2	協議及び届出時には○印及び●印の図書を添付してください。

◎届出時の添付図書

景観計画区域内における行為の届出書に、次の必要書類を添付して提出してください。

届出に係る添付図書等	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕		表示	過半を超える色彩の変更	開発行為
	建築物	工作物	広告物	建築物、工作物、 広告物(※)	
1)景観計画区域内における行為の届出書(様式第8号)	○	○	○	○	○
2)委任状(当該届出事務を事業者以外が行う場合)	○	○	○	○	○
3)都市景観勘案書(様式第7号) ・都市景観形成に配慮した点を簡潔に文章で表現	○	○	○	○	
4)付近見取り図(縮尺1/2500以上) ・方位、行為等がわかるものがわかるもの	○	○	○	○	○
5)敷地・周辺現況写真 ・敷地周辺の状況が分かるカラー写真	○	○	○	○	○
6)配置図・土地利用計画図(縮尺1/100程度) ・敷地境界、建物等の位置がわかるもの ・鉛直投影立面積が最大となる方向を示すこと	○	○	○	○	○
7)平面図/各階(縮尺1/100程度) ・各階の間取り及び用途が分かるもの	○	○	○	●	
8)断面図(縮尺1/100程度) ・主要部2面以上、屋上やバルコニー等に設置する設備機器の高さを示すこと	○			● (建築物のみ)	
9)着色立面図-1(縮尺1/50程度) ・主要立面2面で建物等の高さ、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	○	○	○	○	
10)着色立面図-2(縮尺1/100程度) ・着色立面図-1以外の2面で建物等の高さ、各部の仕上げ及び色彩のマンセル値がわかるもの	●				
11)鉛直投影面積求積図(縮尺1/200程度) ・最大鉛直投影立面積の求積図、算定式を記載すること	○				
12)外構平面図(縮尺1/100程度) ・フェンス、門、塀、舗装などの仕上げ及び色彩等がわかるもの	●				
13)植栽計画図(縮尺1/100程度) ・樹種別に分類し彩色を施したもので、樹高、数量、規格などを凡例と共に表示したもの	●				
14)外装材の見本 ・タイル、塗り見本等	○				
15)完成予想図 ・道路その他の公共の場所から見た彩色パース等で、建築物等及び周辺状況が分かるもの	○	○	○		
16)造成計画図(造成工事を行う場合、縮尺1/500程度) ・平面図、断面図及び切り土部分の求積図(着色)、隣接する道路や宅地等の関係もあわせて表現したもの					○

備考

- (1) 広告物についての※に該当する行為は、移転若しくはその内容の変更又は設置、改造若しくは過半を超える色彩の変更とする。
- (2) 図面の規格はA3とし、届出書とともに正副2部を提出するものとする。
- (3) 協議書の際に提出のあった添付図書のうち、変更のないものについては省略できるものとする。

Ⅲ

届出図書等

## IV 参考資料

### 景観法、丸亀市景観条例(抜粋)

#### ◎景観法

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

三都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

3景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第二百二条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

#### ◎丸亀市景観条例

(事前協議)

第12条 法第16条第1項の規定による届出を行わなければならない者は、あらかじめ、規則で定めるところにより当該届出の内容について市長と協議しなければならない。

(広告物の届出)

第13条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、広告物のうち規則で定めるものとする。

(届出に対する助言又は指導)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定める景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針(以下「景観形成方針」という)に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

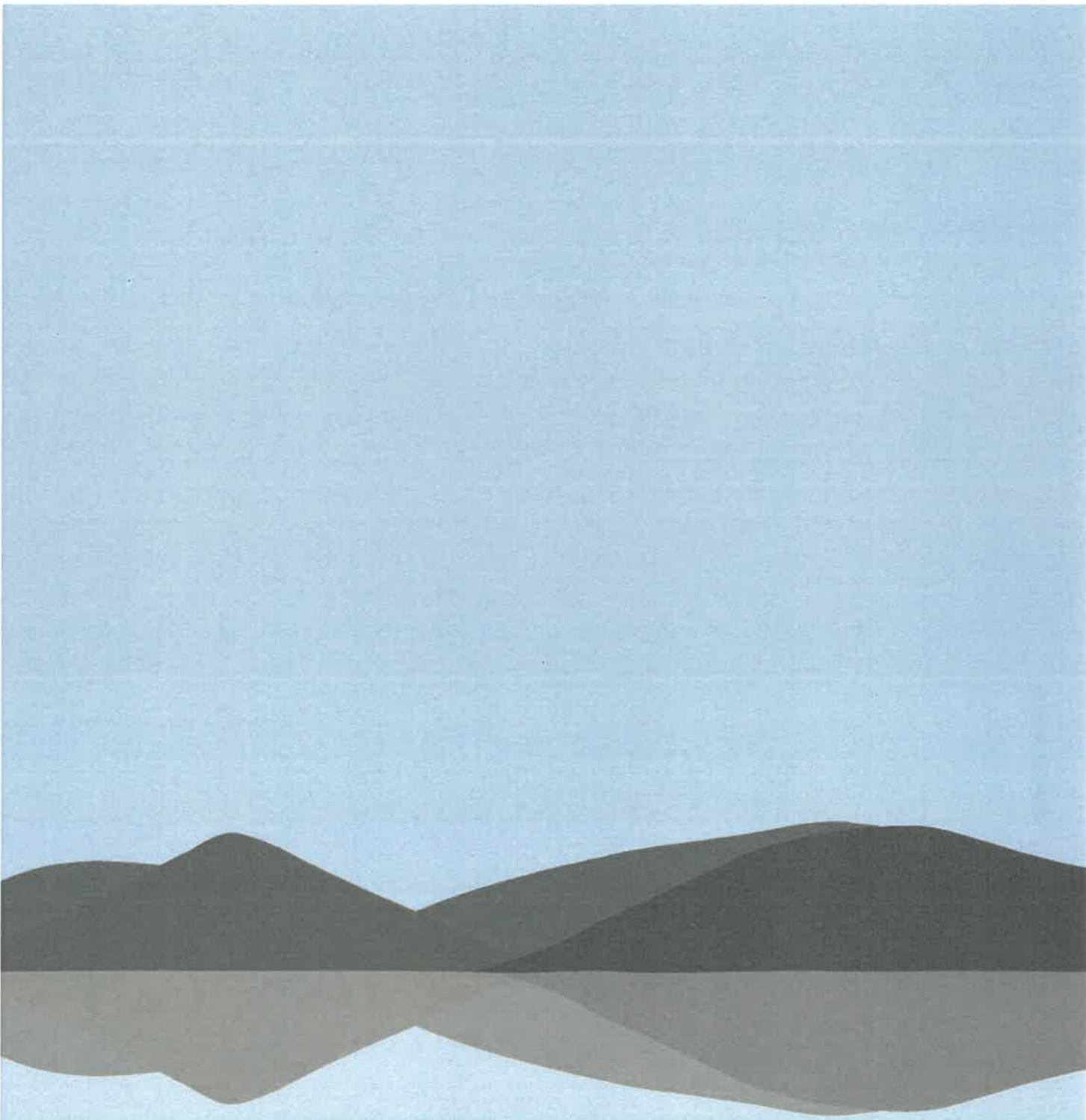
2市長は、前項に規定する助言又は指導をするにあたって、景観審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かななければならない。



A stylized landscape illustration featuring a light blue sky above a dark grey mountain range. Below the mountains is a light blue body of water, with the mountains reflected in it. The overall style is minimalist and graphic.

丸亀市景観ガイドライン

令和4年3月

発行：丸亀市

編集：丸亀市都市整備部都市計画課

丸亀市大手町二丁目4番21号 電話 0877-23-2111(代)